

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

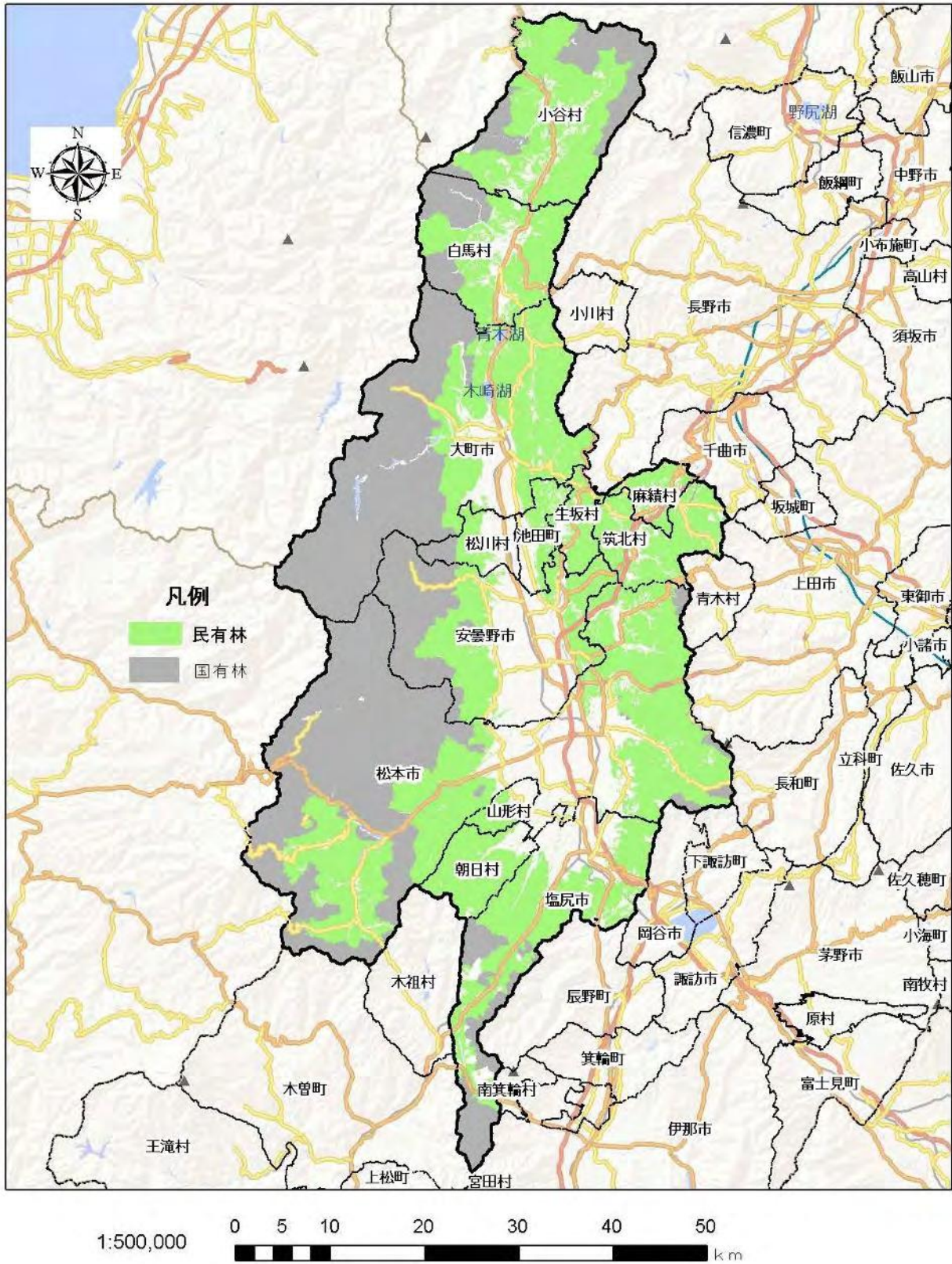
市町村別森林面積

(単位:ha)

区	分	面積	備考
松本管内	松本市	38,270	
	塩尻市	15,832	
	安曇野市	10,474	
	麻績村	2,328	
	生坂村	3,060	
	山形村	1,274	
	朝日村	6,085	
	筑北村	8,275	
	計	85,598	
北アルプス管内	大町市	19,201	
	池田町	2,145	
	松川村	1,687	
	白馬村	10,618	
	小谷村	16,440	
	計	50,091	
計画区総数		135,689	

- 注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 森林計画図は、中部山岳地域森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、松本地域振興局、北アルプス地域振興局において閲覧できる。
- 3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。
- 4 地域森林計画の対象となる民有林(次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)は、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。
- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

【計画の対象とする森林の区域図】



第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、全国森林計画に定められた「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、長野県森林づくり指針に即しつつ、計画の大綱の第3に定める「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、(2)に掲げた森林の有する機能ごとの望ましい森林の姿をめざして、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

(1)の目標を実現するために、森林の有する公益的機能ごとの基本方針と望ましい森林の姿を表2-1のとおり定めます。

【表2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
水源涵養 ^{かん}	<p>県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>① 健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。</p> <p>② 不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる。</p> <p>③ 主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。</p>	<p>① 粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林</p> <p>② 階層構造が発達し、他樹種が混交する森林</p> <p>③ 齢級の高い森林</p> <p>④ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p>
山地災害防止/土壌保全	<p>災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」（森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編）に即した施業を基本とする。</p> <p>施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。</p>	<p>① 根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林</p> <p>② 樹冠が適度にうっ閉している森林</p> <p>③ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p> <p>④ 必要に応じ山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
快適環境形成	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>① 樹種の多様性を増進する施業 ② 着葉量を維持するための適切な保育・間伐等</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>① 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林 ② 諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
保健・レクリエーション	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>① 多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林 ② 必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>
文化	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。</p> <p>風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>	<p>① 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林 ② 必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
生物多様性保全	<p>森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。</p> <p>森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>	<p>① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>
木材等生産	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施する。</p> <p>その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、信州F・POWERプロジェクトによるバイオマス発電施設への原木供給を行う。</p> <p>「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。</p>	<p>木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林</p>

注) 全国森林計画の「第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」と併せたものをそれぞれの方針とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

伐採計画材積から造林計画面積を算出することとし、伐採後は全て人工植栽又は天然更新としました。また、未立木地へ植栽する計画として算出しました。

育成複層林は、森林の持つ公益的機能が高度発揮されるよう、過去の実績も踏まえ必要な計画量を設定しました。

【表2-2】 森林の区分別の計画量

(単位 面積:ha)

区 分		現 況	計 画 期 末	差 引 増 減
面 積	育成単層林	57,210	57,135	-75
	育成複層林	742	817	+75
	天然生林	71,737	71,737	0
	計	129,688	129,688	0
森林蓄積 (m ³ /ha)		172	191	19

現況は、令和2年9月1日現在の数値です。

(注) 1 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為^{※①}により単一の樹冠層が成立・維持される森林。例えば、植栽により成立するスギ、カラマツ、ヒノキ等からなる森林。



育成単層林

2 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、複数の樹冠層^{※②}を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。



育成複層林

3 天然生林とは、主として天然力^{※③}を活用することにより成立・維持される森林。例えば、天然更新によるミズナラ・ブナ・コメツガ・シラビソ等からなる森林。

※^①： 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※^②： 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※^③： 「天然力」とは、萌芽や、自然に散布された種子が発芽、生育することを指す。

2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めることとします。

第3 森林の整備に関する事項

第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に掲げる事項を踏まえ、森林の整備に関する事項を定めます。

なお、これらは、市町村森林整備計画における各事項を行う際の規範として定めるものです。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、たうえで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【表 3-1】主伐の区分

区 分	主伐の方法の内容
皆 伐	択伐以外のもの。
択 伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここでの択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率）。

【表 3-2】主伐の留意事項

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none">① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度（20m以上）の幅を確保する。② 自然条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。

区 分	留 意 事 項
皆 伐	<p>① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害の恐れのある箇所、野生鳥獣の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。出来るだけ小面積とするよう計画する。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。</p> <p style="text-align: center;">河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p>
択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未滿とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未滿とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

(参考) 伐採方法の区分について

地域森林計画は、全国森林計画に即して立てる計画と規定されており、伐採方法の区分は、全国森林計画に準じています。

一方、森林学（林学）上の伐採方法の区分は、一般に次の3種に大別されます。

伐採種	伐採方法	更新方法
皆 伐	更新面の林木を全部伐採する。	人工造林 天然下種 萌芽（広葉樹）
漸伐	傘伐 伐採が完了する前に更新が行われる作業。 予備伐、下種伐、後伐により、高木が全て伐採されるときには、稚樹が生えそろっている。	天然下種
	画伐 群状に伐採を行い、漸次拡張して隣接の更新地と連絡するようになって更新を終わる。	天然下種
択 伐	数年おきにその間の生長量だけ伐採し、間断なく更新される。	天然下種 萌芽（広葉樹）

なお、更新とは、主伐の前または後に次代の森林を作ることで、人工造林と天然更新とがあります。

また、広葉樹林では、萌芽による更新方法も行われます。

ここで、主伐というのは、間伐に対する言葉であり、林木が目的の大きさに達した時に伐採することをいいます。

（参考図書） 「林業実務必携」東京農工大学農学部林学科編

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に表3-3のとおり定めます。
なお、立木の標準伐期齢は、森林の伐採を義務付けるものではありません。

【表 3-3】樹種ごとの標準伐期齢

区分	主 な 樹 種				
針葉樹	カラマツ	アカマツ	スギ	ヒノキ	その他針葉樹
	40年	40年	40年	45年	60年
広葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ		その他広葉樹
	15年	20年	70年		20年

(3) その他必要な事項

ア 主伐後の更新の確認方法

【表 3-4】更新の確認時期と確認者

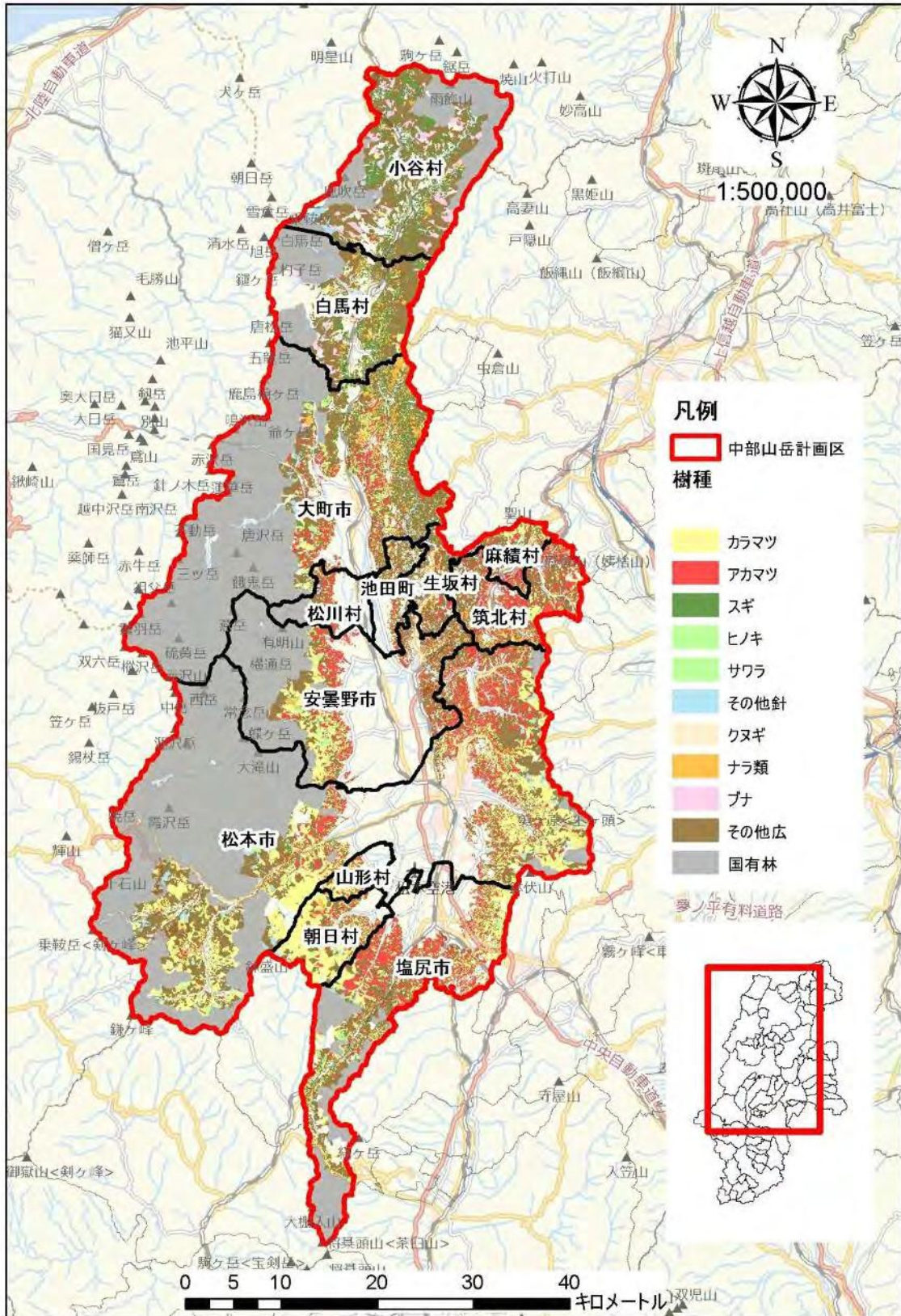
主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	県認定計画は、 地域振興局 市町村認定計画は、 市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)」を提出した森林については、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」の提出が義務付けられています。

確認方法は、第3の2 造林の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や市町村の確認調査にあたっては、地域振興局の林業普及指導員等が積極的に技術的な助言、協力を行うこととします。

【樹種別の森林分布図】



2 造林に関する事項

造林は、主伐後の適確な更新及び過去の伐採跡地、未立木地等による裸地状態の解消のために行うものであり、人工造林及び天然更新別に次により定めます。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

ア 人工造林の対象地

【表 3-5】人工造林の対象地

人工造林の対象地	木材生産の適地
	森林の有する公益的機能の発揮が必要な土地
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の対象樹種及び植栽本数

対象樹種とその植栽本数は下表を標準とし、植栽地の状況、苗木や品種の特性等を総合的に勘案するとともに、生産目標や森林の公益的機能の維持増進を考慮して適切に定めることとします。

【表 3-6】樹種別の植栽本数一覧表

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
植栽本数 (ha当たり)	3,000本	3,000本	3,000本	2,300本	3,000本	3,000本

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮することとします。

b 植付けの方法

気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他自然条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。

c 野生鳥獣による被害防止の方法

近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持増進を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次のとおりとします。

【表 3-7】伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において定めます。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象地

【表 3-8】天然更新の対象地

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む。)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

イ 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新のうち、天然下種更新の対象樹種は、林冠を構成する高木性の樹種から選定するものとします。また、ぼう芽更新による場合の対象樹種は、ぼう芽能力の強いものとして選定します。

なお、平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』によれば、ぼう芽更新は、根本直径とぼう芽発生数には強い関連があることが分かっていることから、更新未完了の若齢広葉樹林や根元直径40cm以上、おおむね80年生以上の広葉樹林は、ぼう芽更新が困難な森林として扱い、更新確認には特に留意します。

対象樹種は、下表を基準とします。

【表 3-9】天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソネバ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
オオバヤシャブシ(カバノキ科)	アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)
クマシデ(カバノキ科)	イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)
ブナ(ブナ科)	イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)
ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	ズミ(バラ科)
アズキナシ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)	ウリハダカエデ(カエデ科)
オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)	コミネカエデ(カエデ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)	クマノミズキ(ミズキ科)
リョウブ(リョウブ科)	オオバアサガラ(エゴノキ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	モミ(マツ科)
ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)	オオシラビソ(マツ科)
トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
アスナロ(ヒノキ科)	クロベ(ネズコ)(ヒノキ科)	ネズミサシ(ヒノキ科)
イチイ(イチイ科)		

(平成 20 年 1 月 長野県「災害に強い森林づくり指針」解説を参考としました。)

【表 3-10】ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数 (参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径 (参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

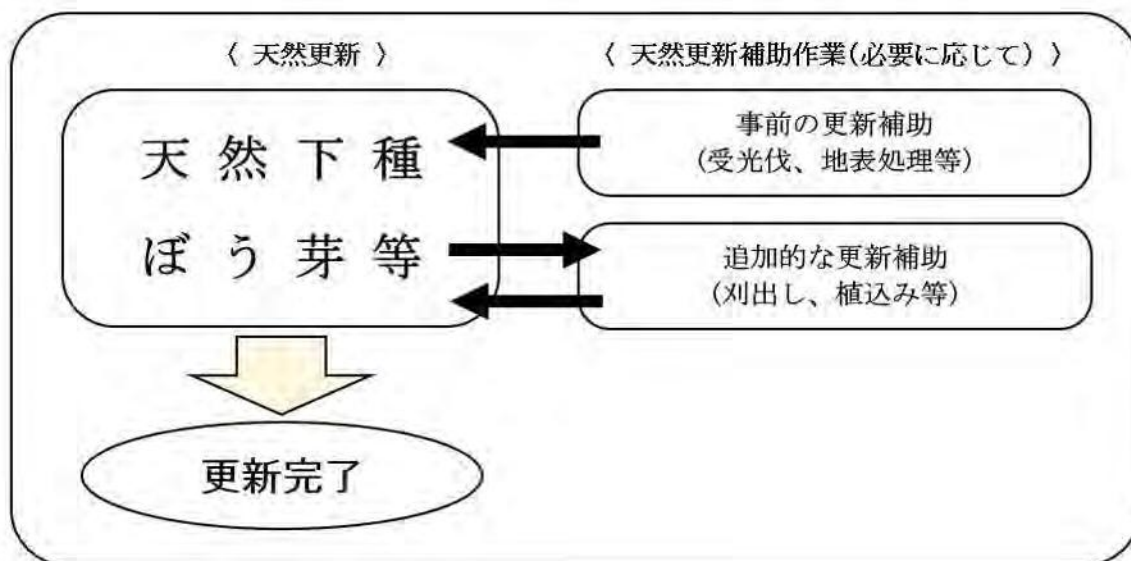
ウ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、天然下種更新及びぼう芽更新とし、更新補助の作業は次のとおり定めます。

【表 3-11】天然更新方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈 出 し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植 込 み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

更新条件が当初の想定と異なり、更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業を実施します



エ 天然更新の完了判定基準

「更新」とは、第3の1(1)で定めたとおり、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

天然更新の場合、「再び立木地」となった更新樹種の成立本数（周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限ります。）は、立木度3に相当する本数以上に成立していなければなりません。

ここで、「立木度」とは、次の式で表すものです。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数 (本/ha)}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数 (本/ha)}} \times 10$$

以上のことを踏まえ、天然更新の完了判定基準を次のとおり定めます。

なお、判定の時期は、第3の1(3)表3-4の天然更新の確認時期とし、判定者は確認者と同様とします。

【表 3-12】天然更新の完了判定基準表

区分	内容	備考
期待 成立本数	10,000 本/ha 以上	森林資源モニタリング調査の調査結果、広葉樹が優先する林齢 5 年生の調査プロットの平均成立本数が約 10,000 本/ha（平均樹高 3~4m）であったことから設定。（平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参照）
更新すべき 立木本数	3,000 本/ha 以上	立木度の計算式より設定。
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、表 3-13 を参考に判断する。	
更新を判定 する時期	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。	

【表 3-13】競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表 (3,000 本/ha の場合)

(単位:cm)

競合植物の草丈	10	20	30	40	50	60	70	80	90
成林に必要な稚樹高	50	80	80	130	150	180	200	230	250
競合植物の草丈	100	110	120	130	140	150	160	170	180
成林に必要な稚樹高	270	290	310	340	340	360	380	400	410
競合植物の草丈	190	200							
成林に必要な稚樹高	430	450							

(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』から引用しました。)

オ 更新調査

(ア) 更新調査の実施主体

更新調査の実施主体は、第 3 の 1 (3) 表3-4 の天然更新の確認者と同様に市町村及び地域振興局(県現地機関)とします。

(イ) 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定するものとします。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査も可能とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1 調査区の大きさは2 (幅)×10 (長さ) mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分 (2m×2m×5プロット) とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、野帳に記録し、写真を撮影して保管します。また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することを推奨します。

なお、調査記録は、その後の森林管理に役立つものであることから、永年保存とすることを推奨します。

(ウ) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

更新調査の結果、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合、第3の1(3)表3-4 確認者は造林者に対して、速やかに植栽又は天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における天然更新の立木の生育状況、人工林の林床や地表に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。その判断の結果、天然更新による森林化が期待できない森林である場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、適確な更新を確保します。

近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、獣害防止対策を検討することとします。

なお、市町村森林整備計画においては、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として所在等を定めるものとします。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

なお、市町村森林整備計画における間伐及び保育に関する事項は、以下の内容を参考にして定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す施業体系を基礎とし、必要な事項を定めます。

【表 3-14】スギ(表系)の施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	14	18	23	30	40	55	点状間伐 1. 立木の形質区分 (1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2) 並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3) 不良な立木被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2. 選木 初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。 3. 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 点状間伐 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.70)を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 大径材(胸高直径 40cm、心去角 10.5cm×10.5cm、4 本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を 40%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 5. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	16	20	27	36	51	85		
	地位級Ⅲ	18	23	32	46	80	—		
	地位級Ⅳ	21	27	41	72	—	—		
	地位級Ⅴ	25	35	64	—	—	—		
上層樹高(m)		11.0	14.0	18.0	22.0	26.0	30.0		
胸高直径 (cm)	前	12.6	16.0	21.0	26.2	32.5	39.5		
本数 (本/ha)	前	2,700	1,900	1,300	900	600	400		
間伐本数 (本/ha)		800	600	400	300	200	—		
間伐率 (%)		30	32	31	33	33	—		
形状比 (%)	前	87	87	86	84	80	76		
	後	79	77	77	75	72	—		
収量比数 (Ry)	前	0.76	0.76	0.76	0.73	0.69	0.62		
	後	0.64	0.64	0.64	0.60	0.56	—		
材の主な用途		仮設、 建築、 用材等	建築用 材等	柱角等、 建築用 材	柱角・平割・平角等 建築用材	建築用 材 (内装材) (造作材)			
		合板			バイオマス				

【表 3-15】スギ(裏系)の施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林 齢 (年)	地位級Ⅰ	9	13	18	25	34	55	スギ(表系)間伐指針表に準じる。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.55)を中心とした本数管理であって、「疎仕立て」の指針表である。 3. 大径材(胸高直径40cm、心去角10.5cm×10.5cm、4本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を40%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 5. 雪害等を考慮し、形状比を低く保つように配慮する。
	地位級Ⅱ	11	15	22	32	45	88		
	地位級Ⅲ	13	19	29	44	78	—		
	地位級Ⅳ	17	25	42	85	—	—		
	地位級Ⅴ	23	39	—	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	11.0	15.0	19.0	23.0	28.0		
胸高直径(cm)	前	11.0	14.5	19.8	25.4	31.7	40.0		
本数(本/ha)	前	2,300	1,700	1,100	750	500	300		
間伐本数(本/ha)		600	600	350	250	170	—		
間伐率(%)		26	35	32	33	34	—		
形状比(%)	前	73	76	76	75	73	70		
	後	68	68	69	68	66	—		
収量比数(Ry)	前	0.55	0.61	0.61	0.61	0.57	0.54		
	後	0.45	0.47	0.49	0.48	0.44	—		
材の主な用途		仮設、建築、用材等	建築用材等	柱角等、建築用材	柱角・平割・平角等建築用材	建築用材(内装材)(造作材)			
		合板			バイオマス				

【表 3-16】カラマツの施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)					間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5		
林 齢 (年)	地位級Ⅰ	11	16	24	39	58	スギ(表系)間伐指針表に準じる。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.65)を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 大径材(胸高直径38cm、一番玉で、心去角10.5cm×10.5cm、4本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を40%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 5. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	13	19	29	50	87		
	地位級Ⅲ	15	23	37	76	—		
	地位級Ⅳ	19	31	53	—	—		
	地位級Ⅴ							
上層樹高(m)		10.0	14.0	19.0	26.0	31.5		
胸高直径(cm)	前	11.5	16.1	22.1	30.0	38.3		
本数(本/ha)	前	1,800	1,100	670	420	260		
間伐本数(本/ha)		700	430	250	160	—		
間伐率(%)		39	39	37	38	—		
形状比(%)	前	87	87	86	87	82		
	後	77	76	76	76	—		
収量比数(Ry)	前	0.68	0.71	0.73	0.76	0.72		
	後	0.53	0.56	0.58	0.61	—		
材の主な用途		土木用材等	土木用材等	土木用材 建築用材等	建築用材等	建築用材(内装材) (造作材)		
		合板		バイオマス				

【表 3-17】アカマツの施業体系

区分		間伐回数（主伐期）						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	12	18	24	31	40	54	スギ(表系)間伐指針表に準じる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.80)を中心とした本数管理であって、「やや密仕立て」の指針表である。 3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと平行して長さ4m～5m、末口18cm、(皮付胸高直径約23cm)の桁材等を生産目標とする。 4. 主伐Ⅲでは、長さ4m～5m、12cm×24cm角(皮付胸高直径約34cm)の梁材等を生産目標とする。 5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を33%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 6. 地域の状況により、中庸仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を-0.2の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	14	21	28	37	51	80		
	地位級Ⅲ	15	24	33	47	75	—		
	地位級Ⅳ	18	29	43	69	—	—		
	地位級Ⅴ	21	38	64	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	12.0	15.0	18.0	21.0	24.0		
胸高直径(cm)	前	10.1	14.8	19.1	23.6	28.3	33.5		
本数(本/ha)	前	2,400	1,600	1,100	800	600	450		
間伐本数(本/ha)		800	500	300	200	150	—		
間伐率(%)		33	31	27	25	25	—		
形状比(%)	前	78	81	78	76	74	72		
	後	69	70	69	68	67	—		
収量比数(Ry)	前	0.67	0.78	0.80	0.82	0.83	0.83		
	後	0.56	0.70	0.73	0.76	0.77	—		
材の主な用途		土木用材等	土木用材等	建築用材等	桁等建築用材	桁・梁等建築用材	桁・梁等建築用材		
		合板							
		バイオマス材 (他の用途に適さない部分に限る。)							

【表 3-18】ヒノキの施業体系

区分		間伐回数（主伐期）						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	15	19	24	31	39	52	スギ(表系)間伐指針表に準じる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=070)を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと平行して四面無節、心持正角一本取りとし、胸高直径は 20cm～22cm とする。 4. 主伐Ⅲでは、二面無節、正角四本取りとし、胸高直径は約 30cm とする。 5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha 当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄の ha 当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を 33%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 6. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1 の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	16	22	28	37	50	78		
	地位級Ⅲ	19	25	35	49	80	—		
	地位級Ⅳ	22	31	47	67	—	—		
	地位級Ⅴ	27	44	85	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	11.0	14.0	17.0	20.0	23.0		
胸高直径 (cm)	前	11.7	14.9	18.1	22.3	25.7	29.8		
本数 (本/ha)	前	2,700	2,000	1,500	1,000	800	600		
間伐本数 (本/ha)		700	500	500	200	200	—		
間伐率 (%)		26	25	33	20	25	—		
形状比 (%)	前	69	73	77	77	78	78		
	後	64	68	68	72	72	—		
収量比数 (Ry)	前	0.60	0.68	0.73	0.73	0.74	0.74		
	後	0.51	0.59	0.61	0.66	0.66	—		
材の主な用途		仮設、 建築、 用材等	建築用材 等	平割板等	柱角・平割等 建築用材	柱角 平割等 建築用材 (内装材) (造作材)			
		合板							
		バイオマス材 (他の用途に適さない部分に限る。)							

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます

【表 3-19】保育の実施時期、回数、作業内容

施業種	実施時期	実施林齢	回数	作業内容	対象樹種
下刈り	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする事。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。	全樹種
枝打ち	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。	スギ ヒノキ
除伐	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。	全樹種
つる切り	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。	全樹種

(3) その他必要な事項

ア 間伐

(ア) 間伐の方法

- a 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- b 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、強度な間伐を行うものとします。
- c アカマツの間伐木の処理について

アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(イ) 間伐率

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認める範囲で行うこととします。

イ 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の生育を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う鳥獣害防止施設等の整備や捕獲を行うこととします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能のうち、水源^{かん}涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の機能を持つ森林を公益的機能別施業森林として定めます。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

【表 3-20】公益的機能別施業森林の区域の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
水源 ^{かん} 涵養	① 水資源の保全のため森林土壌 ^{かん} の涵養能力を維持・増進する必要のある森林を設定する。 ② 林班単位で設定する。 ③ 面的に設定する。	① 水源かん養保安林 ② 水道水源保全地区 ③ 水資源保全地域 ④ ダム集水区域 ⑤ 上下流の協力により水源林の整備を行っている森林 ⑥ 水道水源地周辺の森林

機能区分	設定基準	設定区域
山地災害防止/土壌保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 特に近年崩壊等災害があった森林、崩壊のおそれのある森林については、積極的に山地災害の防止機能区域の設定を行う。 ② 林小班単位で設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林 ② 砂防指定地周辺 ③ 山地災害危険地区 ④ 山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林 ⑤ 土壌内に異常な帯水層がある森林山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持つ森林など
快適環境形成	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山 ② 風害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林 	<ul style="list-style-type: none"> ① 防風保安林 ② 地域の生活圏に近接する森林
保健・レクリエーション	<p>県民に憩いと学びの場を提供する森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健保安林 ② キャンプ場、森林公園周辺の森林 ③ 景観として優れた森林 ④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林
文化	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 風致保安林 ② 都市計画法に規定する風致地区 ③ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林
生物多様性保全	<p>様々な生育段階や樹種から構成され、かつ、バランス良く配置された森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の施業は、表3-21、表3-22のとおりです。

【表 3-21】公益的機能別施業森林と施業種

施業種	かん 水源涵養	山地災害防止 /土壌保全	快適環境形成	保健・レクリエーション、文化機能(生物多様性保全を一部含む)
伐期の延長を推進すべき森林	【表3-20】公益的機能別施業森林の区域の設定基準(以下、「【表3-20】」という。)のとおり。			
長伐期施業を推進すべき森林		適切な配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林		
		【表3-20】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない土砂流出防備、干害防備保安林とする。	【表3-20】のとおり。	【表3-20】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない保健保安林とする。
複層林施業を推進すべき森林		現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林		
		【表3-20】のとおり。		
択伐による複層林施業を推進すべき森林		特に公益的機能の発揮を図るべき森林で、現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林		
		【表3-20】のうち、保安林は、指定施業要件が択伐である土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、落石防止保安林とする。	【表3-20】のとおり。	【表3-20】のうち、保安林については、指定施業要件が択伐である保健保安林と風致保安林とする。
特定広葉樹育成施業を推進すべき森林				特に地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林
				択伐による複層林施業を推進すべき森林の設定区域と同様。

【表3-22】公益的機能別施業森林の施業の実施基準

機能区分		公益的機能別施業森林区域				
		水源涵養 ^{かん}	山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化			保健・レクリエーション、文化(生物多様性保全を一部含む)に限定
施業種		伐期の延長	長伐期施業	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。				
間伐		材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。		単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。		
主伐	林齢	標準伐期齢+10年以上	標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢	標準伐期齢以上		
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。		伐採率70%以下の伐採	・天然更新 伐採率30%以下の択伐	・人工植栽 伐採率40%以下の択伐
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。				
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。				
			標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。	
			立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積はRy0.65以下となるよう伐採する。			

注) 伐採率は、立木材積で計算します。

現に森林病害虫等による被害を受け、皆伐による樹種転換等により周辺森林への被害の拡大を緊急に防止する必要のある山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化機能森林は、市町村森林整備計画において次のとおり定めることを検討します。

- ① 複層林として管理予定の森林の施業種は、複層林施業とします。
- ② 森林病害虫等の被害拡大防止のため、緊急的に皆伐する場合は、複層林施業の長期の方針を示すこととします。
- ③ 伐採にあたっては、被害木と同じ樹種（複層林にあつては上層木）のみの伐採とし、病害虫等の被害のおそれのない樹種は、更新樹種として伐採しないこととします。
- ④ 土砂流出のおそれがある場合は、筋工等による雨裂の拡大防止を行い、植栽木の定着を図る措置を講じるものとします。



松くい虫による激害地（松本市 中山地籍）

- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準
及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
ア 区域の設定の基準

【表 3-23】木材等生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進	① 林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

なお、当該区域において(1)の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

【表 3-24】施業種別の方法

施業種		施業の方法
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によられなければ適確な更新が困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。
間伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルクサ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 ※ 上記は、区域全体に係る指針として記載します。

注) 伐採率は、立木材積で計算します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

長野県の林道等路網の整備は、全国森林計画に即しつつ、『長野県林内路網整備指針（平成24年2月長野県林内路網整備指針検討委員会編）』に準拠し推進します。

なお、林道（林業専用道を含む。）の開設及び拡張に係る計画量については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効果的な実施を確保する観点から、第6の4「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画することとします。

また、林道等の開設に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を行うものとします。

○ 基幹路網の現状

区 分	路線数	延 長
基幹路網(林道、林業専用道)	372 路線	932km (2,049km)
うち林業専用道	10 路線	10km

注) 1 令和元年度末現在の集計です。

2 カッコ内は、林内公道を含んだ数字です。

(2) 効率的な森林施業を推進するため路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』で示すとおり、地形等の状況によって導入システムと路網の組み合わせを検討し、安全で効率的なシステムを採用する必要があります。

また、間伐は、森林資源が成熟してきていることから、木材の搬出を主体に考えた搬出作業システムを計画していく必要があります。

なお、中部山岳計画区は、緩傾斜地及び中傾斜地では林内路網整備が進みつつあることから、車両系による集材が主でしたが、今後は奥地や急傾斜地での作業の増加が想定されますので、大型架線系との組み合わせも検討していく必要があります。

また、主伐を計画する場合は、その後の更新作業の効率性も勘案した路網配置を検討していく必要があります。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 (単位 路網密度：m/ha)

区分	作 業 システム	路網密度	基幹路網		
			林道	林業専用道	計
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	100～250	15～20	20～30	35～50
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	75～200	15～20	10～20	25～40
	架線系	25～75			
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	60～150	15～20	0～5	15～25
	架線系	15～50			
急峻地 35° ～	架線系	5～15	5～15	—	5～15

○ 搬出作業システムの適用例(参考)

区分	作業システム	最大到達距離		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	造材(玉切り)	集運材(運搬)
緩傾斜地 0~15° 未満	車両系	150m~ 200m	30m~ 75m	ハーベスタ (チェーンソー)	グラブブル (ウインチ)	ハーベスタ (プロセス)	フォワーダ トラック
中傾斜地 15~30° 未満	車両系	200m~ 300m	40m~ 100m	ハーベスタ チェーンソー	グラブブル ウインチ	ハーベスタ プロセス	フォワーダ トラック
	架線系		100m~ 300m	チェーンソー	スイングヤード (タワヤード)	プロセス	フォワーダ トラック
急傾斜地 30~35° 未満	車両系	300m~ 500m	50m~ 125m	チェーンソー	グラブブル ウインチ	プロセス	フォワーダ トラック
	架線系		150m~ 500m	チェーンソー	スイングヤード タワヤード 短距離簡易架線	プロセス	フォワーダ トラック
急峻地 35° ~	架線系	500m~ 1,500m	500m~ 1500m	チェーンソー	タワヤード 大型架線	プロセス	トラック

伐倒



チェーンソーによる伐倒



ハーベスタによる伐倒

木寄せ



ハーベスタによる直取



グラブブル木寄せ



テレスコピック(伸縮)タイプのグラブブル



トラクタ木寄せタイプ



スイングヤード



タワヤード

造材



プロセス



運搬



フォワーダ



システムの一例



スイングヤード木寄せによる架線系システム



グラブブル木寄せによる車両系システム

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』11頁の「施業団地の設定」に即し、短期間の伐採・搬出だけを想定するのではなく、森林の状況に応じて、目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業が推進できるよう区域の設定を行います。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備を推進する路網整備等推進区域に設定することを基本とします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

長野県内の路網整備に当たっては、適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき路網づくりを行うこととします。

○ 路網の規格・構造について

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知
林道技術基準	平成10年3月4日9林野基第812号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知
林業専用道作設指針の運用	平成27年3月26日26林整整第845号林野庁森林整備部長通知
森林作業道作設指針	平成22年11月17日22林整第656号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知
長野県森林作業道作設指針	平成23年8月1日23森推325号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

6 受託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県、市町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、以下の事項について、計画的かつ総合的に推進します。

また、国有林と民有林が隣接する地域では、中信森林管理署と情報交換を密に行い、効率的で一体となった民国連携による森林共同施業団地の設定を進めます。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期施業の受委託などの森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、森林組合、林業事業者等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指します。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による林地台帳の整備・情報提供や、森林組合等による施業内容や必要経費を明示した提案型施業の普及促進を図ることとします。

また、施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業を促進します。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GISや航空レーザ測量の成果を活用した境界の確認等によって森林管理の適正化を図ることとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、このうち、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

また、森林経営管理制度の運用については、市町村の多くで人員及び専門的な人材が不足していることから、引き続き県として市町村担当者向けの研修会や森林GIS等の活用による事務の効率化のための支援を行います。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や長野県林業労働力確保支援センター（（一財）長野県林業労働財団）の企画する研修への積極的な参加を促進します。県、市町村、林業労働力確保支援センター、森林組合等林業事業体、信州大学農学部、林業大学校など関係機関が連携し、世代交代に伴う若い就業者の技術力の向上や熟練者の技術継承などを支援します。

また、林業が「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、新規就業者の確保に努めるとともに、Uターン、Iターン者等による新規林業従事者の定住促進を図るため、地域内で馴染めるよう生活環境の整備に努めるものとします。

更に、林業労働災害の防止に向けて、安全指導の徹底、訓練機会の確保を図り、就業者が安心して働き続けられる労働環境の整備に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体は経営方針を明確にし、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

【表 3-25】令和 2 年度の林業従事者支援に関する事業

事業名	事業内容	事業主体
就業支援	県が定める森林・林業等の研修機関（林業大学校）で研修を受けている若者を対象に、学業等への専念を促すための生活維持に必要な資金の一部を給付 ① 研修期間：概ね 1 年以上かつ 1,200 時間以上 ② 就業責務：研修後、林業に関わる業務に就し、一定期間を継続	県
認定森林施業プランナー育成	森林施業の集約化に必要な知識・技術等の習得を目的とした育成研修会に対する支援（10 名）	長野県森林組合連合会
林業士等養成	それぞれの地域で中核となる人材の育成のため、森林・林業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修会の開催（10 名）	県
高性能林業機械オペレータ養成	高性能林業機械の構造等の基礎知識、保守点検手法等の習得、安全作業の実技研修等（延べ 24 名）	長野県林業労働力確保支援センター
緑の雇用 フォレストワーカー （林業作業士）	新規就労者を対象として、OJT 研修や集合研修を通じて、基礎的な知識・技能の習得を図る。（1 年目：28 日、2 年目：25 日、3 年目：21 日の座学・実習を 3 年間）	長野県林業労働力確保支援センター
緑の雇用 フォレストリーダー （現場管理責任者）	現場経験 5 年以上の者を対象として、現場管理能力等の向上を図る。（1 年間：16 日の座学・実習）	長野県林業労働力確保支援センター
緑の雇用 フォレストマネージャー （総括現場管理責任者）	現場経験 10 年以上の者を対象として、複数班の統括など現場責任能力等の向上を図る。（1 年間：10 日の座学・実習）	長野県林業労働力確保支援センター

なお、雇用関係の明確化を図るためには、雇入れの主体を明確にすることが必要であることから、労働条件通知書の交付又は雇用契約書を取り交わすよう普及啓発を行います。

また、退職金掛金、蜂アレルギー検査、振動病特殊検診の補助及び林業就業促進資金の貸付により、就業条件の整備を図るとともに、年間就業日数が、60 日以上 210 日未満に区分される就業者の通年雇用化を促進します。



就業支援の実施状況

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

当計画区における高性能林業機械の保有は、平成26年度の40台から、平成30年度では50台となり、10台増加しました。引き続き、高性能林業機械の導入を支援するとともに、今後、急傾斜地での整備も進める必要があることから、将来の稼働率を考慮しつつ、架線系の高性能林業機械の導入の検討を進めます。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

これまで、当計画区内にある長野県森林組合連合会の中信木材センター(市売り市場)を中心とした流通体制を整備してきましたが、信州F・POWERプロジェクトにより塩尻市に、未利用となっていたアカマツや広葉樹を主体とした集中型加工施設が平成27年に稼働し、令和2年からは間伐材等由来の木質バイオマスの発電施設が商業運転を開始したことから、原木の需要拡大が見込まれ、需要調整を担うサプライチェーンセンターが主体となって、用途に応じた原木の安定供給体制の継続維持に努めます。

併せて、FIT(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)の活用など効果が期待できることから、出材が可能な施業団地の設定及び松くい虫被害材の活用、低コストでの原木生産体制の構築に向けて、森林経営計画の作成を促進します。

木質バイオマスの発電施設(塩尻市)



【表 3-26】調達価格の区分(参考)

価格区分	調達価格	対象
間伐材等由来の木質 バイオマス	2,000 KWh 以上 32 円/KWh	間伐材のほか、森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画対象森林等から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範に従い伐採、生産された木材。
	2,000 KWh 未満 40 円/KWh	
一般木質バイオマス	24 円/KWh	輸入木質バイオマスや製材等残材などでガイドラインに基づく由来の証明が可能であり、間伐等由来の木質バイオマスに区分されない木質バイオマスが対象。
建設資材廃棄物	13 円/KWh	建設資材廃棄物のほか、ガイドラインに基づいた由来の証明がなされていない木質バイオマスが対象。

再生可能エネルギー固定価格買取制度(資源エネルギー庁 2020 年ホームページ) から引用(消費税抜き価格)

【表 3-27】松くい虫等の病虫害被害木の価格適用(参考)

価格区分	調達価格	対象
間伐材等由来の木質 バイオマス	2,000 KWh 以上 32 円/KWh	(森林経営計画対象森林や保安林等から伐採・搬出された木材) 被害木であっても、森林施業の一環として通常の伐採の後に搬出され、本ガイドラインに基づき「間伐材等由来の木質バイオマス」として証明されたものは、適切に設定された施業規範等に従って伐採、生産されたと見えるため、間伐材等由来の木質バイオマスの価格を適用。
	2,000 KWh 未満 40 円/KWh	
一般木質バイオマス	24 円/KWh	(市町村等公的機関が実施する被害木の伐採・搬出) 施業規範に従って伐採、生産されているわけではなく、防災や被害のまん延防止の観点から行われていることから、本ガイドラインに基づき「一般木質バイオマス」として証明された場合は24円/kWhの価格を適用。

再生可能エネルギー固定価格買取制度(資源エネルギー庁 2020 年ホームページ)から引用(消費税抜き価格)

(6) その他必要な事項

NPO、森林ボランティアなどによる森林整備活動を支援するとともに、企業等による森林整備への協力を得るための情報発信や森林整備活動を支援するなど、多様な主体による森林づくりを進めます。

また、みどりの少年団活動など、森林環境教育を推進し、青少年の森林を守り育てる意識を養います。

合わせて、きのこや山菜等の特用林産物の生産振興や、グリーン・ツーリズムなどの自然体験活動や森林の癒し機能を活かした森林セラピー等への支援により、森林資源・森林空間の有効活用を図り、より活気のある地域づくりを進めるとともに、森林整備の推進と相まって地域の雇用を地域で創出することにつなげます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、水資源の涵養^{かん}、土砂の流出、崩壊の防止、特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して定めます。

○ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積：ha)

区 分	水源の涵養 ^{かん}	土砂の流出崩壊防止	総 数
計画区総数	34,264	83,245	117,509

【市町村別一覧表】

区 分	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備 考
松本地域 松本市	30-ろ、は、31-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、32-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、34-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、35-い、は、に、ほ、へ、36-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、37-い、ろ、は、に、38-い、ろ、は、に、ほ、55-ろ、56-い、ろ、は、57-い、ろ、58-い、ろ、59-い、ろ、60-い、ろ、61-い、ろ、62-い、ろ、は、66-ろ、71-い、ろ、73-い、77-い、112-に、115-ろ、118-い、ろ、は、に、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、は、121-い、ろ、は、122-い、ろ、は、に、123-へ、124-い、ろ、は、173-い、174-ろ、175-い、ろ、176-い、177-い、ろ、178-い、ろ、179-い、187-い、ろ、は、に、188-い、189-い、190-ろ、191-い、192-い、193-い、194-ろ、は、195-い、ろ、196-い、ろ、は、に、ほ、へ、197-い、ろ、に、198-い、ろ、199-い、ろ、200-い、201-い、ろ、は、に、203-い、205-い、206-い、1048-ろ、1049-い、1050-い、ろ、1051-い、1054-ほ、1055-い、ろ、は、1056-い、ろ、は、1057-い、ろ、は、に、1058-い、ろ、は、に、ほ、1059-い、ろ、は、に、1060-い、ろ、は、に、1075-は、に、ほ、へ、と、1076-い、ろ、は、に、ほ、1077-い、ろ、は、1080-い、ろ、1081-い、ろ、は、1082-い、ろ、は、1083-い、ろ、は、1084-い、ろ、は、に、ほ、1085-い、ろ、1086-い、ろ、1087-い、1088-は、に、へ、1090-い、は、1091-い、ろ、は、1092-い、ろ、は、1109-い、ろ、は、に、ほ、へ、1110-い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、1111-い、ろ、2003-に、2004-ろ、は、2005-い、ろ、は、に、ほ、と、ち、2006-い、ろ、は、2007-い、ろ、は、に、2008-ろ、は、に、ほ、へ、2017-へ、と、2020-い、ろ、2021-は、に、ほ、へ、2022-い、ろ、は、に、2023-い、ろ、は、に、2024-い、2025-い、ろ、は、2027-い、ろ、は、に、ほ、2028-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2029-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2030-い、ろ、は、	10,798.73	水源の涵養 ^{かん}	水源かん養 保安林

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考
松本地域	松本市			
	2039-い、ろ、は、に、ほ、2041-い、は、2043-ろ、2059-ほ、2075-に、2077-い、3005-い、ろ、は、に、3006-い、ろ、は、に、3007-ろ、に、ほ、へ、と、3009-へ、3010-い、ろ、は、3011-い、ろ、は、3012-ほ、へ、と、ち、り、3013-い、ろ、は、に、ほ、3014-い、ろ、は、に、ほ、3015-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3016-い、ろ、は、に、ほ、3022-い、ろ、は、に、ほ、3024-い、ろ、は、に、ほ、3026-ろ、は、に、ほ、ぬ、る、を、わ、3027-に、ほ、へ、と、3028-い、ろ、は、3029-い、ろ、は、に、3030-い、ろ、は、に、ほ、3034-に、ほ、3035-い、は、3036-い、ろ、は、に、へ、3037-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、3038-ほ、へ、り、3041-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3042-い、3044-に、へ、と、ち、り、ぬ、3047-い、ろ、は、に、3048-い、ろ、は、に、3049-い、ろ、は、3050-い、ろ、は、に、ほ、へ、3051-い、ろ、は、3052-ろ、は、ほ、3053-い、ろ、は、3054-ろ、ほ、3055-ろ、は、に、ほ、と、3066-ち、4025-い、ろ、4026-い、4027-い、ろ、は、5004-に、5011-は、5012-い、5013-い、ろ、は、に、5021-い、5022-い、ろ、は、5023-い、ろ、は、5024-い、5025-い、ろ、は、に、ほ、5026-い、ろ、は、5027-い、5028-い、ろ、5029-い、ろ、は、5030-い、ろ、は、5031-い、ろ、は、に、ほ、へ、5032-い、ろ、は、に、ほ、5033-い、5038-い、ろ、は、5039-い、ろ、は、に、5040-い、ろ、5041-い、ろ、は、5042-い、ろ、は、5043-い、ろ、5044-い、ろ、は、に、ほ、5045-い、ろ、5046-い、ろ、は、5047-い、ろ、5048-い、ろ、は、に、5051-い、ろ、は、に、5052-い、ろ、は、5053-い、ろ、は、5054-い、ろ、は、5055-い、ろ、は、に、5056-い、ろ、は、に、ほ、5057-い、ろ、は、5058-い、ろ、は、5059-い、ろ、は、に、5060-い		水源の涵養	水源かん養保安林
		6,570.41	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
	1-い、ろ、に、4-ろ、8-に、10-い、ろ、12-に、13-ろ、14-は、ほ、15-ろ、は、16-い、ろ、は、17-ろ、は、に、ほ、18-ろ、19-い、ほ、24-は、25-へ、27-い、に、ほ、へ、と、29-い、ろ、へ、35-い、43-ろ、は、44-は、に、48-ろ、51-い、54-い、55-い、は、56-は、59-い、ろ、60-ろ、は、61-ろ、62-ろ、63-い、ろ、69-い、71-い、72-い、73-い、74-い、78-い、ろ、は、に、79-ろ、80-い、ろ、に、81-い、ろ、は、に、82-ろ、83-は、84-い、ろ、は、に、85-い、ろ、は、87-に、88-い、ろ、は、89-ろ、90-い、93-い、ろ、は、98-は、に、103-に、105-い、ろ、106-い、109-い、ろ、110-ろ、112-ろ、は、113-ろ、117-へ、123-い、ろ、は、に、ほ、125-は、に、126-い、ろ、130-ろ、134-に、ほ、135-い、ろ、136-へ、141-は、に、142-ろ、に、と、143-は、146-い、ろ、は、に、ほ、147-い、ろ、は、に、ほ、148-い、149-は、150-ち、り、151-ろ、は、153-ろ、は、に、へ、159-ほ、へ、160-に、ほ、ち、161-ち、162-い、ろ、と、ち、り、ぬ、163-い、ろ、に、ほ、へ、164-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、165-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、			

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考
松本地域 松本市	166-い、ろ、168-い、169-い、170-い、171-い、172-い、173-い、174-い、178-い、179-い、ろ、は、に、180-い、181-い、ろ、182-い、183-い、184-い、185-い、186-い、187-い、194-い、200-ろ、202-い、ろ、は、1001-い、ろ、は、に、1002-い、ろ、は、ほ、へ、1003-い、ろ、は、に、ほ、と、り、1004-い、に、ほ、ち、り、1005-い、ろ、は、ち、1006-い、ろ、は、に、ほ、ち、1007-い、ろ、は、に、ほ、1008-い、に、ほ、へ、1009-い、は、に、ほ、へ、1010-い、ろ、は、に、ほ、1011-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、1012-に、ほ、1013-い、ろ、1014-い、ろ、は、に、ほ、へ、1015-い、ろ、1016-い、1017-い、1019-ち、1020-ろ、ほ、へ、1021-い、は、1022-い、ろ、は、に、ほ、へ、1023-い、ろ、は、に、ほ、へ、1024-い、ろ、は、1025-い、ろ、は、に、1026-ろ、は、に、ほ、1027-ろ、は、ほ、1028-ろ、は、に、ほ、と、1029-は、に、1030-い、ろ、1031-い、に、へ、1032-い、ろ、へ、1033-い、は、に、1035-に、へ、1036-い、は、に、1037-い、ろ、は、に、1038-い、ろ、1040-ろ、ち、1041-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1042-ろ、は、1043-は、と、1044-ろ、に、ほ、へ、と、1045-い、ろ、は、ほ、1046-ろ、に、1048-は、1052-い、は、に、ほ、へ、1053-い、ろ、は、に、1054-い、ろ、1060-ほ、1061-ろ、は、に、ほ、1062-い、ろ、1063-い、は、に、ほ、へ、と、ち、1064-は、に、1065-い、ろ、は、に、1066-ろ、は、ほ、1067-ろ、は、に、へ、と、1068-ろ、へ、と、ち、り、1069-ろ、は、1071-い、1072-ろ、は、へ、と、1074-ろ、1075-と、1076-い、1077-い、は、1079-い、ろ、は、1088-い、ろ、1090-ろ、1095-ほ、1096-い、1097-は、に、ほ、へ、1101-い、は、に、ほ、へ、1102-ろ、1103-い、ろ、は、に、ほ、1104-い、ろ、は、1105-い、ろ、は、に、1106-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、1107-い、ほ、へ、1108-ほ、へ、と、1110-に、2001-い、ろ、は、に、ほ、へ、2002-い、ろ、は、に、2003-い、ろ、は、2004-い、に、2005-い、と、ち、2008-い、に、へ、2011-は、に、ほ、2012-い、ろ、は、2013-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2014-い、ろ、は、に、ほ、2015-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、2016-い、と、2019-い、ろ、2032-ほ、2034-ろ、は、に、ほ、2040-い、ろ、は、に、ほ、へ、2043-い、ろ、は、に、2044-い、ろ、は、に、2045-い、ろ、は、2047-い、2048-い、ろ、は、に、ほ、2049-い、ろ、は、に、ほ、へ、2050-ぬ、2051-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2052-い、ろ、は、に、ほ、と、ち、2053-い、に、ほ、2054-ろ、と、2055-い、に、へ、2056-へ、2057-い、ろ、2058-に、2059-い、は、に、ほ、2060-は、に、ほ、2061-ほ、2062-い、2067-い、ろ、2068-ろ、2069-い、ろ、2070-ほ、2071-に、2073-い、2074-い、2075-い、は、2077-ほ、へ、2078-ろ、に、ほ、へ、2079-ろ、は、と、ち、り、2080-と、2081-い、ろ、は、に、ほ、3001-ろ、は、3002-い、ろ、は、に、3003-に、ほ、と、ち、		土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
松本地域	松本市	3004-い、ろ、3006-い、3008-ほ、3010-ほ、3012-い、ろ、は、に、3018-い、ろ、3019-に、3020-い、3021-へ、と、3025-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3026-い、か、3027-い、ろ、ほ、へ、と、3028-い、ろ、は、3034-い、ろ、は、3035-に、3036-い、3040-い、ろ、は、に、り、ぬ、る、3043-い、ろ、は、に、3044-ろ、3045-い、3046-い、ろ、は、3049-い、ろ、は、3050-ろ、3051-い、ろ、に、3052-い、に、ほ、3053-に、3054-い、ろ、は、に、ほ、3055-ろ、は、に、3056-ほ、3060-は、4001-は、に、4002-い、ろ、は、4003-い、ろ、は、4004-い、ろ、は、に、ほ、4005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4006-い、ろ、4007-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、4008-い、ろ、は、に、4009-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4010-い、ろ、は、に、ほ、4011-い、は、へ、4012-い、ろ、は、に、ほ、4013-い、ろ、は、に、4014-い、は、ほ、4015-い、ろ、4016-い、に、ほ、4017-ほ、4018-い、ろ、は、に、ほ、4019-い、ろ、は、4020-い、ろ、は、に、ほ、4021-い、4023-い、ろ、は、に、4024-ろ、5002-い、ろ、5003-い、ろ、5004-い、ろ、5008-ろ、は、5009-い、は、に、5010-い、5011-い、ろ、に、5014-い、ろ、は、に、5015-い、ろ、は、5017-い、ろ、は、に、ほ、へ、5019-い、ろ、5020-い、ろ、は、に、5021-ろ、5023-い		土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
		8-は、146-ろ、1008-ほ、2062-い、3020-ろ、は、3023-い、3066-と、ち、4011-へ	21.08	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林
		95-ろ、は、に、ほ、96-ろ、は、に、ほ、97-い、ろ、は、99-い、ろ、は、100-い、ろ、は、に、ほ、へ、101-い、ろ、は、に、104-い、ろ、は、168-ろ、1093-に、ほ、1094-い、ろ、は、1098-ろ、は、に、1099-い、ろ、は、に、1100-い、ろ、は、に、ほ、と、ち、り、1101-は、1102-い、は、に、ほ、へ、1103-に、1107-は、に、ほ、1108-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1109-ろ、は、と、2010-に、5005-は	849.97	水源の涵養 ^{かん}	干害防備保安林
		3002-は、3008-に、と、3009-ろ、3020-へ、3024-へ	28.50	土砂の流出崩壊防止	落石防止保安林
		3034-ほ、3036-ほ、へ、3037-ろ、は、に、ほ、へ、と、3053-い、ろ、は	123.30	土砂の流出崩壊防止	なだれ防止保安林
		37-は、に、38-い、ろ、は、に、ほ、89-ろ、90-い、2017-へ、と、2059-ほ、5004-に	129.08	水源の涵養 ^{かん}	保健保安林
		90-い	1.55	土砂の流出崩壊防止	風致保安林
		152-は、3055-い、4001-へ、4011-へ、4014-と	13.59	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区
		12-ほ、103-は、に、104-い、ろ、は、105-い、106-い、は、107-い、ろ、は、108-い、に、109-ろ、ほ、111-い、112-い、115-ろ、116-は、118-ろ、は、に、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、は、121-い、ろ、は、122-い、ろ、は、に、123-ほ、へ、150-は、155-に、ほ、へ、1001-ろ、1002-に、ほ、へ、1004-い、1005-い、と、1006-に、ほ、へ、	2,086.44	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地

区分	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
松本地域	松本市			
	1007-は、に、1008-は、に、ほ、1009-い、に、1010-は、に、1011-い、ち、1012-は、に、ほ、1013-は、に、ほ、1014-は、に、1015-い、ろ、1017-い、ろ、1019-ろ、1023-と、1031-は、に、ほ、へ、と、1032-へ、1033-ほ、へ、1034-へ、と、1036-い、に、1042-に、1043-へ、と、1044-と、1047-ろ、は、1049-い、1050-い、は、1051-ろ、は、1063-は、ほ、1069-い、1070-に、1071-い、1074-に、へ、1076-い、ろ、1077-い、1079-い、へ、1088-い、ろ、は、ほ、へ、と、1089-は、1094-に、ほ、へ、1095-は、ほ、1096-い、1097-は、に、1100-は、2015-い、に、へ、2027-ほ、2035-ろ、2040-い、に、2051-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2052-い、は、と、ち、2053-い、へ、と、2055-い、2056-ち、2057-い、2058-い、は、に、2060-ほ、と、2061-に、へ、2062-い、2064-ろ、は、に、2065-い、は、2066-い、ろ、2067-い、ろ、2073-ろ、に、2074-い、は、2075-い、2076-い、2077-ろ、は、に、ほ、り、2078-い、ろ、に、ほ、へ、2079-い、3001-い、ろ、は、に、3002-い、ろ、は、に、3003-ほ、へ、と、ち、3004-い、ろ、は、に、3005-い、ろ、3006-い、3007-い、は、に、ほ、3008-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3009-い、ろ、3023-と、3024-へ、3025-い、ろ、3027-い、ろ、は、ほ、へ、と、3028-い、ろ、は、3040-に、ほ、3044-り、ぬ、る、3045-い、ろ、は、に、3046-い、ろ、は、3048-に、3049-い、ろ、は、に、3050-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3051-い、ろ、は、に、3052-い、ろ、は、に、ほ、3054-い、ろ、は、に、ほ、3055-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、4001-へ、4002-は、4003-は、4004-ほ、4005-い、4006-い、4008-い、4009-い、ろ、と、4010-い、ろ、4011-ほ、4023-い、ろ、は、に、4027-い、5020-に、5021-い、5022-ろ、は、5023-ろ、は、5026-い、は、5027-い		土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
	1-い、ろ、に、2-い、4-ろ、7-へ、8-に、9-い、10-い、ろ、13-い、ろ、14-ほ、15-ろ、は、16-い、ろ、は、17-ろ、は、に、ほ、18-い、ろ、は、に、19-い、ほ、へ、21-い、ろ、24-は、25-へ、26-い、ろ、27-い、に、ほ、へ、と、29-い、ろ、30-い、31-ち、32-い、33-へ、と、35-い、ろ、は、37-に、38-は、に、ほ、43-ろ、は、44-は、に、48-い、ろ、50-ろ、54-い、55-い、ろ、は、56-ろ、は、57-い、ろ、58-い、ろ、59-い、ろ、60-い、ろ、は、61-い、ろ、62-い、ろ、は、63-い、ろ、65-い、ろ、69-い、ろ、70-い、ろ、71-い、ろ、73-い、74-い、76-い、77-い、78-い、ろ、は、に、79-ろ、80-い、ろ、に、81-い、ろ、は、82-ろ、83-ろ、は、84-い、ろ、に、85-い、ろ、は、87-い、88-い、89-ろ、90-い、91-い、ろ、93-い、ろ、は、94-い、103-い、ろ、は、に、104-い、ろ、は、106-い、は、107-い、ろ、は、108-い、に、109-い、ろ、は、ほ、110-ろ、111-い、112-い、ろ、は、115-は、116-は、117-い、ろ、は、に、ほ、へ、118-い、ろ、は、に、	16, 677. 16	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止

区分	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
松本地域	<p>松本市</p> <p>119-ろ、は、に、120-い、ろ、は、121-い、ろ、は、122-い、ろ、は、に、123-い、ろ、は、に、ほ、へ、125-は、に、126-い、ろ、134-に、ほ、135-い、ろ、136-へ、141-は、に、142-ろ、は、に、143-は、146-ろ、147-い、は、に、ほ、148-ほ、149-ろ、150-は、に、ち、り、151-ろ、に、ほ、153-ろ、は、に、154-い、ろ、155-い、ろ、に、ほ、へ、159-へ、160-に、ほ、162-い、ろ、ち、り、ぬ、163-ろ、に、ほ、へ、164-い、ろ、は、へ、と、165-い、ろ、は、に、ほ、へ、166-い、ろ、168-い、169-い、170-い、171-い、172-い、173-い、174-い、ろ、178-は、179-い、ろ、は、に、180-い、181-い、ろ、182-い、183-い、184-い、185-い、186-い、187-い、ろ、は、に、188-い、189-い、190-ろ、194-い、200-い、ろ、202-い、ろ、は、205-い、1001-い、ろ、は、に、1002-い、ろ、は、に、ほ、1003-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、1004-ほ、へ、1005-い、ろ、は、ち、1006-い、ろ、は、に、ほ、ち、1007-い、ろ、は、に、ほ、1008-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1009-い、ろ、は、に、ほ、へ、1010-い、は、に、ほ、1011-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、1012-い、ろ、は、に、ほ、1013-い、ろ、1014-い、ろ、は、に、へ、1015-い、ろ、は、1016-い、1017-い、1019-ろ、ち、1020-ろ、ほ、1021-は、1022-い、ろ、は、に、1023-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1024-い、ろ、は、1025-い、ろ、は、に、1026-ろ、は、に、ほ、1027-ほ、1028-い、ろ、と、1029-は、に、1030-い、ろ、1031-い、ろ、は、に、へ、1032-い、ろ、へ、1033-は、1034-へ、と、1035-に、へ、1036-い、ろ、は、に、1037-い、ろ、は、に、1038-い、ろ、1040-ろ、ち、1041-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1042-ろ、は、に、1043-へ、と、1044-ろ、に、ほ、と、1045-い、ろ、は、ほ、1046-ろ、に、1048-は、1049-い、1050-ろ、は、1052-い、ろ、は、に、ほ、へ、1053-い、ろ、は、1054-ろ、は、1055-ろ、は、1056-い、ろ、は、1057-い、ろ、は、に、1058-い、ろ、は、に、1060-は、1061-ほ、1063-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、1065-い、ろ、は、に、1067-ろ、は、に、1070-は、に、1071-い、に、1072-い、ろ、は、へ、と、1073-い、ろ、は、に、ほ、へ、1074-ろ、1075-と、1076-い、ろ、1077-い、ろ、は、1079-い、ろ、は、に、1080-い、ろ、1081-い、ろ、は、1082-い、ろ、は、1083-い、ろ、は、1084-い、ろ、1086-い、ろ、1088-ろ、1096-い、に、1100-は、1101-い、ほ、1103-ほ、1104-い、ろ、は、1105-い、ろ、は、に、1106-い、は、に、ほ、と、ち、ぬ、1107-い、1108-ほ、へ、と、1110-に、ち、り、1112-ろ、は、2001-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2002-い、ろ、は、に、2003-い、ろ、は、2004-い、は、に、2005-い、へ、と、ち、2008-い、2010-い、ろ、は、に、2011-に、2013-ろ、は、に、ほ、へ、と、2014-い、ほ、2015-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、2018-い、ろ、2019-い、ろ、2021-は、ほ、へ、2023-い、ろ、は、</p>		土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
松本地域	松本市	2026-は、2027-は、に、2029-ろ、2030-い、ろ、は、に、へ、と、2031-い、2032-ほ、2034-ろ、は、に、ほ、2035-ろ、2037-ろ、2040-い、ろ、は、に、ほ、へ、2043-い、ろ、は、に、2044-い、に、2045-い、ろ、は、2047-い、2048-い、ろ、は、に、ほ、2049-い、ろ、は、に、ほ、へ、2050-い、ろ、は、ぬ、2051-い、ろ、は、ほ、へ、と、2052-い、は、に、へ、と、ち、2053-い、は、に、へ、と、2054-い、ろ、ち、2055-い、ろ、へ、2056-へ、と、ち、2057-い、ろ、へ、2058-い、は、に、2059-い、2060-ろ、は、に、と、2062-い、へ、2064-に、ほ、2065-い、2066-い、は、2067-い、ろ、は、に、2068-い、ろ、2069-い、ろ、2070-い、ろ、に、2071-い、ろ、に、2072-ろ、2073-い、ろ、は、に、2074-い、は、2075-い、2076-に、ほ、2077-い、ろ、は、に、ほ、へ、2078-に、ほ、へ、2079-い、は、ほ、へ、と、2080-は、ほ、と、2081-い、は、ほ、2082-い、3001-い、ろ、は、に、3002-い、ろ、は、に、3003-に、ほ、へ、と、ち、3004-い、ろ、は、に、3005-い、ろ、は、に、3006-い、ろ、は、に、3007-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3008-い、ろ、は、に、と、3009-い、ろ、3010-ほ、へ、3012-い、ろ、は、に、3018-い、3019-に、3020-い、は、へ、3021-へ、3023-い、に、と、3024-は、に、へ、3025-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3026-い、か、3027-い、ろ、ほ、へ、と、3028-い、ろ、は、3029-い、ろ、3030-い、は、ほ、3034-い、ろ、は、ほ、3035-ろ、は、に、3036-い、ろ、は、に、ほ、3037-は、に、3039-ろ、は、3040-い、ろ、は、に、3042-は、ほ、へ、3043-い、ろ、は、3044-ろ、に、り、ぬ、る、3045-い、ろ、は、に、3046-い、ろ、は、3048-に、3049-い、ろ、は、に、3050-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3051-い、ろ、は、に、3052-い、ろ、は、に、ほ、3053-に、3054-い、ろ、は、に、ほ、3055-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3056-は、に、ほ、3058-い、3060-は、3062-ろ、3066-と、4001-は、に、ほ、へ、と、4002-い、ろ、は、4003-い、ろ、は、4004-い、ろ、は、に、ほ、4005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4006-い、ろ、4007-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、4008-い、ろ、は、に、4009-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4010-い、ろ、は、に、ほ、4011-い、ろ、は、に、へ、4012-い、ろ、は、に、ほ、4013-い、ろ、は、に、4014-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、4015-い、4016-い、ろ、は、に、ほ、4017-い、4018-い、ろ、は、に、ほ、4019-い、ろ、は、4020-ろ、は、に、4023-い、ろ、は、に、4024-い、ろ、は、5002-い、ろ、5003-い、ろ、5004-ろ、5005-は、5008-と、5009-い、ろ、は、に、5011-い、ろ、に、5014-い、ろ、は、に、5015-い、ろ、は、5017-い、ろ、は、に、ほ、5018-い、ろ、は、5019-い、ろ、5020-い、ろ、は、に、5021-い、ろ、5023-は、5039-は、5044-は、に、ほ、5045-い、ろ、5046-い、5054-ろ、は、5056-い、ろ、5057-い、ろ、は			
	小計(松本市)	37,299.81	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止	

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考
松本地域 塩尻市	51-に、54-い、55-い、ろ、84-い、ろ、85-い、ろ、は、に、ほ、86-い、ろ、は、87-い、ろ、88-い、ろ、は、に、ほ、89-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、90-い、ろ、は、91-い、ろ、は、に、92-い、ろ、は、93-い、ろ、は、94-い、ろ、95-い、ろ、96-い、97-い、ろ、は、98-い、ろ、は、に、99-い、ろ、は、100-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、101-い、ろ、は、102-い、ろ、は、146-い、ろ、は、147-い、ろ、148-ろ、は、149-い、150-ろ、1001-い、ろ、は、1002-い、ろ、は、に、ほ、1003-い、ろ、は、に、ほ、1004-い、ろ、は、に、ほ、へ、1005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、1006-い、ろ、は、に、1007-い、ろ、は、に、1008-い、ろ、は、に、1009-い、ろ、は、に、ほ、1010-ろ、は、に、ほ、へ、と、1011-い、ろ、は、に、ほ、へ、1012-い、ろ、は、に、ほ、1013-い、ろ、は、に、ほ、へ、1014-い、ろ、は、に、ほ、へ、1015-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1016-い、ろ、は、に、1019-い、ろ、は、に、ほ、1032-は、に、ほ、1042-へ、1043-い、1057-い、ろ、は、1058-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1059-い、ろ、は、に、ほ、へ、1060-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1061-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、1062-い、ろ、は、に、1063-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1064-い、ろ、は、に、ほ、1065-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、1066-い、ろ、は、に、1067-い、ろ、は、に、ほ、1068-い、ろ、は、に、ほ、1069-い、ろ、は、に、1070-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、1071-い、ろ、は、に、ほ、1072-い、1073-い、1074-い、ろ、1075-い	4,652.69	水源の涵養 ^{かん}	水源かん養保安林
	2-ろ、4-い、6-に、7-い、8-ろ、は、に、ほ、へ、9-い、ろ、10-い、12-い、22-ろ、は、23-は、24-い、27-い、ろ、は、に、28-い、ろ、ほ、29-い、は、に、ほ、へ、30-い、31-い、32-ほ、34-に、36-ほ、49-い、50-い、51-い、ろ、は、53-は、65-は、66-に、ほ、68-へ、70-い、は、に、71-に、72-に、75-い、ろ、76-は、77-い、ろ、に、78-い、は、80-り、103-に、104-に、105-い、ろ、は、106-い、ろ、109-に、111-い、112-は、に、へ、120-は、121-ろ、122-い、123-い、ろ、126-ろ、134-い、は、135-い、138-に、140-は、に、142-は、143-ほ、144-は、へ、と、145-は、に、ほ、146-ろ、は、に、147-ろ、148-い、ろ、は、149-い、150-い、153-は、154-い、156-に、157-い、ろ、は、に、160-い、165-い、ろ、は、166-は、167-い、168-い、1007-ろ、は、に、へ、1008-い、ろ、に、1009-い、ろ、に、ほ、1010-い、に、へ、ち、1016-に、ほ、1017-い、ろ、は、に、ほ、1018-は、1020-ろ、は、に、1021-い、1023-い、ろ、1024-い、に、と、ち、1025-い、ろ、は、1027-い、ろ、1028-は、に、1029-に、1030-は、に、1031-に、1036-い、は、1037-い、ろ、は、に、ほ、ち、り、1038-い、ろ、は、へ、1039-は、1040-に、1041-い、ろ、に、1042-に、ほ、と、1043-ろ、は、に、ほ、へ、	1,684.14	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林

区 分	森林の所在 (林小班)	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考	
松本地域	塩尻市	1045-い、ろ、1047-い、は、に、ち、1048-い、ろ、は、に、1049-ろ、は、に、ほ、1050-い、は、ほ、へ、1051-い、ろ、は、に、1052-い、ろ、は、に、1053-い、ろ、は、に、ほ、1054-い、ろ、は、に、1055-い、ろ、は、ほ、1056-い、ろ、は、に、1057-に、1058-ろ、1062-ろ、1069-に		土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
		110-は、1007-ろ、へ、1008-い、1042-に、1050-と、1054-に	12.58	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林
		40-い、は、に	11.62	水源の涵養 ^{かん}	干害防備保安林
		54-い、55-ろ	64.99	水源の涵養 ^{かん}	保健保安林
		1008-に	0.65	土砂の流出崩壊防止	風致保安林
		23-ろ、1001-い、ろ、1009-ろ、に、ほ、1010-い、ち、1011-い	8.04	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区
		37-い、55-い、ろ、1052-に、1054-ろ、1055-ほ、1057-に	55.36	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		2-ろ、4-い、6-は、に、7-い、8-ろ、は、に、ほ、へ、9-い、ろ、12-い、22-ろ、は、23-は、24-い、ろ、は、27-い、ろ、は、に、28-い、ろ、29-い、30-い、31-い、32-ほ、34-に、36-に、ほ、37-い、ろ、47-ろ、に、ほ、49-い、50-い、51-い、55-い、66-に、68-へ、70-い、は、に、71-に、72-に、75-い、ろ、76-は、77-い、に、78-い、は、80-り、86-い、ろ、は、88-い、ほ、89-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、94-い、95-い、100-へ、101-い、103-に、104-に、105-い、ろ、は、に、106-い、ろ、107-い、110-は、111-い、112-は、に、115-い、ほ、120-は、121-い、ろ、129-い、130-い、に、132-ほ、134-い、138-い、に、140-は、に、142-ろ、は、143-ろ、は、144-へ、145-は、に、ほ、146-ろ、は、に、148-い、ろ、は、152-は、に、153-は、154-い、は、156-い、ろ、は、ほ、へ、157-い、ろ、は、に、158-ろ、は、に、164-ろ、は、165-い、ろ、は、166-は、167-い、168-い、169-ろ、1004-い、ろ、へ、1005-に、1007-ろ、は、に、1008-に、1009-ろ、に、ほ、1010-い、ち、1011-へ、1012-に、ほ、1013-に、ほ、へ、1015-ろ、は、1018-に、ほ、1020-ろ、は、1022-い、ろ、ほ、1023-い、1025-い、ろ、は、1027-ろ、1028-は、に、1029-に、1031-い、1036-い、ろ、1037-い、ろ、は、1038-ろ、は、に、1041-い、へ、1044-は、1045-い、ろ、1047-い、は、1048-い、ろ、は、1049-に、ほ、1050-へ、と、1052-ろ、は、に、1053-に、ほ、1054-い、ろ、に、1055-い、ろ、は、ほ、1056-い、1057-に、ほ、1058-は、に、ほ、1059-に、ほ、1060-は、に、1061-い、ろ、に、1062-い、ろ、1063-ほ、へ、1070-ろ	3,430.82	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分山災防止
	小 計 (塩尻市)	9,920.89			

区 分	森林の所在 (林小班)	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考	
松本地域	安曇野市	3-い、6-り、7-い、ろ、は、ほ、10-は、に、ほ、11-ろ、は、に、12-に、13-は、に、ほ、へ、2009-は、2021-い、ろ、は、に、2032-い、ろ、2033-い、ろ、は、に、2034-い、ろ、は、2035-い、ろ、は、2036-い、ろ、2037-い、ろ、2038-い、ろ、は、に、2039-い、ろ、は、に、ほ、2040-い、ろ、は、に、2041-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2042-い、ろ、は、に、2043-い、ろ、は、2048-い、ろ、2049-い、ろ、は、2050-い、2051-い、ろ、2052-い、ろ、は、に、ほ、2053-い、ろ、は、に、2063-い、ろ、2064-い、ろ、2065-い、2066-い、3004-い、ろ、は、3005-は、に、3006-い、ろ、は、に、ほ、3007-い、ろ、は、3012-は、3016-い、ろ、は、に、ほ、へ、3017-い、ろ、は、3018-い、ろ、は、に、4024-は、に、ほ、へ、と、4025-い、ろ、4026-い、は、に、4027-い、ろ、は、4028-い、ろ、は、4029-い、ろ、は、4033-い、ろ	1,956.53	かん 水源の涵養	水源かん養 保安林
		1-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2-い、3-い、ろ、は、4-い、5-ろ、6-い、ろ、は、に、ほ、へ、7-い、ろ、は、に、ほ、へ、8-い、に、ほ、9-い、ろ、は、10-い、ろ、ほ、11-い、ろ、は、12-い、ろ、に、13-ろ、ほ、へ、と、14-に、ほ、へ、ち、15-い、ろ、に、ほ、へ、16-い、は、ほ、へ、と、17-い、19-い、に、と、20-い、ろ、ほ、に、ほ、21-は、22-ろ、ほ、へ、23-い、ろ、は、に、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、28-い、ろ、は、に、ほ、29-い、ろ、は、に、30-い、ろ、ほ、へ、と、31-い、ろ、は、に、ほ、と、ち、32-い、ろ、は、に、ほ、へ、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、34-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、35-い、ろ、は、に、ほ、36-ろ、は、に、ほ、へ、37-に、38-い、ろ、は、ほ、へ、39-い、ろ、は、に、ほ、へ、40-い、ろ、に、41-い、ろ、は、に、42-ほ、43-い、ろ、は、に、44-い、ろ、は、に、ほ、45-い、ろ、は、に、46-い、に、47-い、ろ、は、に、48-い、ろ、は、に、ほ、49-い、ろ、は、50-い、ろ、は、に、51-い、ろ、52-い、ろ、53-ろ、は、に、1001-い、ろ、は、ほ、と、ち、り、1002-い、は、に、ほ、1004-へ、と、1006-い、1007-い、1008-は、1009-は、と、1010-い、1011-に、ほ、へ、2002-ろ、2003-へ、2007-に、2010-い、2012-い、ろ、は、に、2013-い、ろ、は、に、2014-い、ろ、2015-い、ろ、へ、2016-に、ほ、へ、と、2017-い、は、2019-い、ろ、ほ、2020-ろ、は、に、ほ、へ、2021-い、2022-い、は、2023-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2024-い、ろ、2025-い、ろ、は、2026-い、ろ、は、に、ほ、へ、2030-ろ、2043-い、2054-い、ろ、は、に、ほ、2055-い、ろ、は、に、2056-い、ろ、は、2057-い、ろ、は、に、ほ、へ、2058-い、ろ、は、に、ほ、2059-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、2060-ほ、2062-い、ろ、は、3004-は、3005-い、ろ、3006-い、ほ、へ、と、3008-い、ろ、は、3009-は、3010-は、に、3011-い、3013-い、3016-は、に、3017-い、3019-い、ろ、は、に、ほ、3020-い、ろ、は、に、	2,721.02	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考
松本地域 安曇野市	3021-い、ろ、は、に、3022-い、ろ、は、に、ほ、3023-ろ、ほ、3024-い、ろ、4005-に、へ、4006-い、ろ、に、4009-ろ、4010-は、に、ほ、へ、4011-い、ろ、4012-い、ろ、4013-い、は、4015-へ、と、4017-い、ろ、は、に、ほ、へ、4018-い、ろ、は、に、4019-い、ろ、は、に、ほ、4020-い、ろ、は、に、4021-い、ろ、4022-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、4023-い、ろ、は、に、ほ、4024-い、ろ、に、と、4025-は、4026-ろ、ほ、4027-に、4029-い、ろ、は、4030-い、ろ、4031-い、ろ、は、4032-い、ろ、は、4034-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、4035-い、ろ、は、に、ほ、へ、4036-い、ろ、は、に、ほ、へ、4037-い、ろ、は、に		土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
	6-に、18-は、に、32-に、へ、1011-い、ろ、3001-ろ、3010-ほ、4002-い	25.80	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林
	2002-い	0.34	土砂の流出崩壊防止	水害防備保安林
	1-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3-い、ろ、は、4-い、6-り、7-い、ろ、は、ほ、10-は、に、ほ、11-ろ、は、に、12-に、13-は、に、ほ、へ、1001-い、ろ、は、ほ、と、ち、1002-い、ほ、4015-へ、と、4022-り、ぬ、る、を、わ、4023-い、ろ、は、に、ほ、4024-い、ろ、は、に、ほ、へ	356.82	水源 <small>かん</small> の涵養	保健保安林
	12-い、29-い、1004-へ、1008-は	1.71	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区
	1-ろ、15-は、に、ほ、へ、16-い、17-へ、と、18-ほ、へ、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、20-い、ろ、ほ、21-い、ろ、は、に、22-い、ろ、に、23-い、に、ほ、24-い、ろ、は、に、ほ、26-い、ろ、は、に、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、29-ろ、46-い、ろ、47-ろ、1003-に、1006-は、2001-い、2002-は、と、2020-い、2021-い、2022-い、2024-い、2025-は、に、2026-い、ろ、2027-い、2064-い、2065-い、2066-い、3001-い、ろ、は、に、ほ、へ、3003-い、3009-と、3010-ほ、3024-ろ、に、4010-に、へ、4011-い、ろ、4012-い、ろ、4013-ろ、は、4014-ろ、4015-い、ろ、は、に、ほ、と、4042-に、4043-に、4045-ほ	452.04	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
	1-い、ろ、ほ、へ、2-い、ろ、3-ろ、は、4-い、5-ろ、6-い、ろ、は、に、ほ、と、ち、り、7-い、ろ、は、に、ほ、へ、8-い、に、ほ、9-い、は、10-い、ろ、11-い、12-い、ろ、に、13-ろ、ほ、へ、14-は、に、ほ、15-い、に、ほ、へ、16-い、は、ほ、17-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、18-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、20-い、ろ、は、に、ほ、21-い、ろ、は、に、22-い、ろ、は、に、ほ、23-い、ろ、は、に、ほ、24-い、ろ、は、に、ほ、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、26-い、ろ、は、に、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、28-い、ろ、は、に、ほ、29-い、ろ、は、に、30-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、32-い、ろ、は、に、ほ、へ、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、	5,860.25	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分山災防止

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
松本地域	安曇野市	34-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、35-い、ろ、は、に、ほ、36-ろ、は、ほ、へ、38-い、ろ、は、ほ、へ、39-い、ろ、は、に、ほ、へ、40-い、ろ、41-い、ろ、42-い、ろ、ほ、43-は、に、44-は、ほ、45-い、は、46-ろ、は、に、47-い、ろ、は、48-い、ろ、は、に、ほ、49-い、ろ、は、50-い、ろ、は、に、51-い、ろ、52-い、ろ、53-ろ、は、54-ろ、は、に、ほ、1001-い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、1002-い、ろ、は、に、1003-と、り、1004-に、へ、と、1006-い、ろ、1008-ろ、は、1009-ろ、は、ほ、と、1010-い、ろ、に、1011-い、ろ、は、に、ほ、へ、2001-い、2002-い、ろ、は、2007-に、2008-は、へ、2009-は、2010-い、2012-い、ろ、は、に、2013-ろ、は、2014-い、ろ、2015-い、ろ、へ、2016-ほ、へ、2017-い、2019-い、2020-い、ろ、は、に、ほ、へ、2021-い、ろ、は、に、2022-い、ろ、は、2023-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2024-い、ろ、2025-い、ろ、は、に、2026-い、ろ、は、に、へ、2027-い、ろ、2030-ろ、2031-い、ろ、2035-い、2038-に、2039-い、ろ、は、に、ほ、2040-に、2043-い、ろ、は、2044-い、2049-ろ、2051-い、ろ、2052-ろ、2053-い、ろ、は、に、2054-い、ろ、は、に、ほ、へ、2055-い、ろ、は、に、2056-い、ろ、は、2057-い、ろ、は、に、ほ、へ、2058-い、ろ、は、に、ほ、2059-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、2060-い、ろ、は、に、ほ、2062-い、ろ、は、2063-い、ろ、2064-い、ろ、2065-い、2066-い、3001-い、ろ、は、に、ほ、へ、3004-い、ろ、は、3005-い、ろ、に、3006-い、ほ、へ、と、3008-い、ろ、は、3009-は、と、3010-ろ、3015-ろ、3016-に、3017-い、ろ、は、3018-は、に、3019-い、ろ、は、に、ほ、3020-い、ろ、は、に、3021-い、ろ、は、に、3022-は、3023-ろ、ほ、3024-い、ろ、に、4004-に、4005-に、へ、4006-い、ろ、に、4009-ろ、4010-に、ほ、へ、4011-い、ろ、4012-い、ろ、4013-い、ろ、は、4014-い、ろ、4015-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4017-ろ、に、4018-い、ろ、は、に、4021-へ、と、4022-り、ぬ、る、を、わ、4023-い、ろ、は、に、ほ、4024-い、ろ、と、4025-は、4026-い、ろ、は、に、ほ、4027-い、ろ、は、に、4028-い、ろ、4029-い、ろ、は、4030-い、ろ、4031-い、ろ、は、4032-い、ろ、は、4034-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、4035-い、ろ、は、に、ほ、へ、4036-い、ろ、は、に、ほ、へ、4037-い、ろ、は			
	小計(安曇野市)	11,374.51			
	麻績村	25-い、ろ	39.85	水源の ^{かん} 涵養	水源かん養保安林
	1-ほ、2-い、に、へ、と、3-い、ろ、4-い、5-い、へ、7-い、ろ、は、に、11-い、ろ、は、に、ほ、12-い、ろ、は、ほ、13-ろ、は、ほ、と、ち、り、15-は、に、ぬ、る、19-へ、と、20-り、24-い、28-ろ、は、と、ち、り、29-に、へ、と、ち、り、30-い、ろ、は、	240.86	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林	

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
松本地域	麻績村	31-ほ、32-い、は、33-は、に、ち、34-ろ、へ、35-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、36-い、に、39-ろ、は、に、ほ、40-ほ、へ、と、り、43-い、ろ、は、に、ほ、と		土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
		30-い	0.10	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林
		17-は、33-ろ、は、ち、り、ぬ、37-ろ、は、に、38-い、ろ、は、に、39-ろ、40-ろ	105.89	水源の ^{かん} 涵養	干害防備保安林
		17-は	14.73	水源の ^{かん} 涵養	保健保安林
		2-は、5-は、に、ほ、8-に、ほ、10-い、12-い、ろ、は、13-ち、り、14-い、に、16-ろ、は、に、ほ、21-い、23-に、へ、24-い、ろ、34-い、ろ、へ、と、ち	26.93	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1-ほ、2-い、に、へ、と、4-い、5-に、ほ、10-ろ、は、ほ、11-い、ろ、は、に、12-い、ろ、ほ、13-ろ、は、へ、と、り、15-は、に、ほ、24-い、ろ、27-ろ、28-ろ、は、に、ち、29-は、に、ほ、ち、33-い、ろ、は、ち、34-ろ、と、35-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、36-い、は、に、38-ろ、は、に、39-ほ、41-に、ほ、43-に	533.14	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分山災防止
		小計(麻績村)	961.50		
生坂村	25-と	7.31	水源の ^{かん} 涵養	水源かん養保安林	
	1-い、ろ、は、2-い、ろ、は、に、ほ、3-ろ、は、ほ、へ、と、4-い、に、ほ、5-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、7-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、8-い、ろ、に、ほ、へ、9-い、ほ、ち、10-い、ろ、は、に、ほ、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12-い、ほ、13-い、ろ、は、に、ほ、14-い、ろ、は、15-い、ろ、は、16-い、は、に、ほ、17-い、ろ、は、に、ほ、18-い、ろ、に、ほ、へ、と、19-い、ろ、20-ろ、は、21-は、に、22-い、ろ、に、24-い、に、25-ろ、は、ほ、26-い、ろ、は、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、30-ろ、は、に、31-い、ろ、は、に、ち、り、32-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、34-い、ろ、は、に、ほ、35-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、37-い、ろ、は、に、ほ、38-は、39-ろ、40-ろ、41-ほ、42-い、ろ、は、に、43-い、ろ、は、44-は、45-は、46-い、ろ、は、に、47-い、は、に、と、48-い、ろ、は、に、ほ、49-い、ろ、50-ろ、51-い、ろ、に、52-い、は、に、53-は、へ、と、54-い、ろ、は、55-い、ろ、は、56-い、は、に、57-い、ろ、は、に、ほ、へ、58-い、ろ、は、に、ほ、59-い、ろ、は、60-い、ろ、は、に、61-い、ほ、62-い、は、に、ほ、へ	1,019.69	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林	
	2-ろ、4-ほ、7-い、ろ、11-へ、48-は、53-ほ	4.59	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林	
	11-ろ、は	0.09	土砂の流出崩壊防止	風害防備保安林	
	11-と	1.84	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区	

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
松本地域	生坂村	1-い、ろ、は、に、ほ、へ、2-は、ほ、3-ろ、4-い、に、5-い、ほ、へ、と、ち、6-い、7-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、8-い、ろ、は、ほ、へ、と、9-ち、13-は、36-い、ろ、は、37-い、ろ、39-ろ、40-ろ、は、に、41-い、ろ、は、47-に、ほ、56-は、に、57-い、ろ、に、ほ	83.86	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
	生坂村	1-い、ろ、は、2-い、ろ、は、ほ、3-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、4-い、ろ、は、に、ほ、5-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、6-い、ろ、は、ほ、へ、7-い、ろ、は、に、ほ、8-い、に、へ、9-い、は、10-い、ろ、は、11-ろ、は、ほ、へ、と、12-い、に、ほ、13-い、に、14-い、ろ、15-い、ろ、は、16-い、ろ、は、17-い、ろ、は、に、ほ、18-い、ろ、は、へ、20-ろ、21-ろ、22-い、ろ、に、23-へ、25-へ、27-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、28-ほ、へ、30-い、ろ、は、に、31-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、32-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、34-い、ろ、は、ほ、35-い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、36-い、ろ、は、37-い、ろ、は、に、ほ、38-は、39-ろ、40-い、ろ、は、に、41-い、ろ、42-ろ、に、43-ろ、44-い、ろ、46-い、ろ、は、48-ろ、は、に、ほ、へ、49-い、ろ、50-い、ろ、53-は、へ、54-い、ろ、56-い、ろ、は、に、57-い、ろ、ほ、へ、58-は、ほ、59-い、ろ、は、60-い、は、に、ほ、61-い、に、ほ、62-い、ろ、は、に、ほ、へ	1,887.42	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止
	小計(生坂村)	3,004.80			
	山形村	14-は、に、ほ、15-い、ろ、16-い、17-い、ろ、は	196.41	水源の ^{かん} 涵養	水源かん養 保安林
		1-ろ、3-い、ろ、は、に、ほ、5-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、6-は、8-と、9-い、は、に、10-い、ろ、は、11-い、は、に、14-い、ろ、15-い、ろ	257.49	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林
		3-に、4-い、5-ろ、は、に、ほ、12-は、14-ろ	78.73	水源の ^{かん} 涵養	干害防備 保安林
		3-に、4-い、5-ろ、は、に、ほ、12-は	53.40	水源の ^{かん} 涵養	保健保安林
		5-い、と、10-い、ろ、11-ほ、と、12-い、に、13-い	11.90	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		2-ろ、に、3-い、ろ、は、に、ほ、5-ろ、へ、9-は、12-に、14-ろ、15-い	327.25	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止
		小計(山形村)	925.18		
朝日村	5-い、19-は、へ、20-い、ろ、は、21-い、ろ、22-い、ろ、23-い、ろ、は、25-ろ、は、26-い、ろ、27-い、28-い、29-い、ろ、30-い、ろ、31-い、ろ、は、32-い、ろ、33-い、ろ、34-い、ろ、35-い、ろ、36-い、ろ、37-い、ろ、38-い、ろ、は、39-い、ろ、は、40-い、ろ、41-い、ろ、42-い、ろ、46-い、ろ、47-い、ろ、48-い、ろ、49-い、ろ、は、50-い、ろ、51-い、ろ、52-い、ろ、は、53-い、ろ、54-い、ろ、55-い、ろ、56-い、ろ、は、57-い、ろ、58-い、ろ、59-い、ろ、60-い、ろ、61-い、ろ、62-い、ろ、は、	4,393.40	水源の ^{かん} 涵養	水源かん養 保安林	

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
松本地域	朝日村	63-い、ろ、64-い、ろ、は、65-い、ろ、は、66-い、ろ、67-い、ろ、は、68-い、ろ、は、69-い、ろ、70-い、ろ、は、71-い、ろ、は、72-い、ろ、は、73-い、ろ、74-い、ろ、75-い、ろ、76-い、ろ、77-い、ろ、は、78-い、ろ、は、79-い、ろ、は、に、80-い、ろ、81-い、ろ、は、82-い、ろ、83-い、ろ、84-い、ろ、は、85-い、ろ、は、に、86-い、ろ、は、に、ほ、87-い、ろ、は、に、ほ、88-い、ろ、は、89-い、ろ、は、90-い、ろ、91-い、ろ、は、92-い、ろ、は、93-ろ、は、に、ほ、94-い、ろ、95-い、ろ、は、に、ほ、96-い		水源 ^{かん} の涵養	水源かん養保安林
		2-に、6-は、7-い、へ、8-ろ、は、に、ほ、へ、9-い、は、11-い、13-い、ろ、は、ほ、へ、り、14-い、ろ、は、15-に、16-ろ、に、17-い、18-ろ、は、19-い、ろ、24-い、ろ、25-い、ろ、43-い、ろ、44-い、ろ、45-い、ろ、50-い、53-い、96-い、ろ	397.70	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
		18-ろ	0.14	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区
		5-い、7-い、17-い、18-は、19-は、25-い、ろ、は、43-い、44-ろ、45-い、ろ、46-い、ろ、50-い、ろ、53-い、ろ、54-い、57-い、ろ、59-い、ろ、88-い、ろ、は	239.50	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1-い、ろ、は、2-い、は、に、3-い、ろ、は、に、ほ、へ、4-い、ろ、は、に、ほ、5-い、ろ、7-い、へ、8-へ、11-い、に、ほ、13-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、14-い、ろ、は、15-い、ろ、は、に、16-い、ろ、に、ほ、17-い、ろ、は、に、18-い、ろ、は、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、20-い、ろ、は、21-い、ろ、22-い、ろ、23-い、ろ、は、24-い、ろ、25-い、ろ、は、26-い、ろ、27-い、28-い、29-い、ろ、30-い、ろ、31-い、ろ、は、32-い、ろ、33-い、34-い、36-い、37-い、ろ、38-い、ろ、は、39-い、ろ、は、40-い、ろ、41-い、ろ、42-い、ろ、43-い、ろ、44-い、ろ、45-い、ろ、46-い、ろ、47-い、ろ、48-い、ろ、49-い、ろ、は、50-い、ろ、51-い、ろ、52-い、ろ、は、53-い、ろ、54-い、ろ、55-い、ろ、56-い、ろ、は、57-い、ろ、58-い、ろ、59-い、ろ、60-い、ろ、61-い、ろ、62-い、ろ、は、63-い、ろ、64-い、ろ、は、65-い、ろ、は、66-い、ろ、67-い、ろ、は、68-い、ろ、は、69-い、ろ、70-い、ろ、72-ろ、73-い、ろ、74-い、ろ、75-い、76-ろ、77-い、78-い、79-い、ろ、は、に、80-い、81-い、83-い、84-い、ろ、85-い、ろ、は、86-い、ろ、87-ろ、は、88-い、ろ、は、89-い、ろ、は、90-い、ろ、91-ろ、92-い、ろ、は、93-ろ、は、に、ほ、96-い、ろ	4,481.59	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分山災防止
	小計(朝日村)	9,512.33			

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考
松本地域 筑北村	4-ろ、は、5-い、ろ、は、に、8-に、ほ、9-と、ち、り、ぬ、る、10-ぬ、1032-は、1033-い、1034-い、ろ、2013-い、ろ、は、2014-い、ろ、は、2015-い、ろ、は、2016-い、ろ、2017-い、ろ、は、に、2037-い、ろ、は、に、ほ、2038-い、ろ、は、に、ほ、2040-い、ろ、は、に、2041-い、ろ、は、に	908.32	かん 水源の涵養	水源かん養 保安林
	1-へ、と、2-い、3-ほ、り、4-い、ろ、は、に、5-い、7-い、9-ほ、10-ろ、は、に、ほ、り、11-い、12-い、14-は、15-ろ、16-い、ろ、は、ほ、18-は、20-は、ほ、へ、と、21-い、ろ、ほ、22-と、23-ろ、24-は、に、26-は、27-い、ろ、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、29-は、に、30-い、ほ、31-い、32-に、と、33-ほ、34-は、35-い、ろ、は、に、ほ、36-い、ろ、は、に、ほ、へ、37-い、ろ、38-ろ、は、に、ほ、39-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、40-ろ、は、に、ほ、1001-い、は、に、ほ、1002-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、1003-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、1004-い、ろ、は、に、ほ、1005-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1006-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1007-い、ろ、は、に、ほ、1008-い、ろ、は、へ、1009-い、ろ、に、へ、と、1010-い、ほ、と、ち、り、1011-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ぬ、る、を、1012-い、に、ほ、へ、と、ち、1013-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1014-ろ、は、1015-い、ろ、は、に、1016-い、ろ、は、1017-い、ろ、1018-い、ろ、は、に、1019-い、ろ、は、1020-い、ろ、1021-い、1022-い、ろ、は、に、1023-い、ろ、は、に、1024-い、ろ、は、1025-ろ、へ、と、ち、り、1026-に、へ、1027-ろ、は、ほ、1028-い、と、1029-い、ろ、は、ほ、へ、ち、り、ぬ、る、1030-い、ろ、1031-い、ろ、と、ち、り、ぬ、1036-る、2007-は、2008-い、ろ、に、2009-い、は、2011-い、ろ、2017-ろ、に、2018-と、2020-い、ろ、2024-に、ほ、へ、2025-い、は、2027-と、ち、2028-い、ろ、は、に、2030-い、ろ、2031-い、ろ、は、2033-い、は、へ、2043-い、2044-い、に、2045-い、ろ、は、に、ほ、2047-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、2050-ほ、へ、と、2052-ほ、へ、2056-い、ろ、2057-は、に	1,976.67	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林
	9-に、18-ろ、19-い	1.22	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備 保安林
	22-へ、と、ち、23-い、ろ、は、2042-い、は、2052-に	89.62	かん 水源の涵養	干害防備 保安林
	1031-り	0.24	土砂の流出崩壊防止	落石防止 保安林
	2037-い、ろ、は、に、ほ、2038-い、ろ、は、に、ほ、2040-い、ろ、は、に、2041-い、ろ	190.19	かん 水源の涵養	保健保安林
	3-は、5-い、6-い、29-い、ろ、1003-に、2017-に、2042-い、2046-い、は、2054-は	15.19	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
1-へ、と、2-い、ろ、は、に、ほ、へ、3-ほ、り、4-は、に、8-い、ろ、9-ほ、へ、	2,692.57	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止	

区 分	森林の所在（林小班）	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考
松本地域	筑北村 10-い、ろ、11-い、ほ、へ、12-い、13-と、14-は、に、ほ、と、15-に、16-い、ろ、は、ほ、17-ほ、へ、18-は、19-ほ、20-は、に、21-い、23-ほ、24-は、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、26-い、ろ、27-い、ろ、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、29-い、ろ、は、に、ほ、30-い、ろ、は、31-い、ろ、は、に、32-い、ろ、は、33-に、ほ、34-い、に、ほ、35-い、ろ、は、に、ほ、36-い、ろ、は、に、ほ、へ、37-い、ろ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-ろ、は、に、ほ、へ、と、40-ろ、に、ほ、1001-に、ほ、1002-は、に、ほ、へ、と、ち、1003-ろ、に、ほ、へ、と、ち、り、1004-い、ろ、は、に、ほ、1005-に、ほ、へ、と、1006-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、1007-ろ、1008-い、ろ、は、へ、1009-い、は、に、へ、と、1010-に、ほ、へ、と、ち、1011-へ、1012-ほ、へ、と、ち、1013-い、ろ、は、に、ほ、1014-ろ、は、1015-い、ろ、は、に、1016-い、ろ、は、1017-い、ろ、1018-い、ろ、は、に、1019-い、ろ、は、1020-い、ろ、1021-い、1022-い、ろ、は、に、1023-い、ろ、は、に、1024-ろ、1027-ほ、1028-い、へ、と、1029-い、は、ほ、り、る、2007-は、2008-い、ろ、2009-い、は、2017-ろ、に、2020-い、ろ、2022-ろ、は、2023-ろ、は、ほ、と、2024-に、ほ、へ、2027-に、2028-い、ろ、は、に、2030-い、ろ、2031-い、ろ、は、2033-と、ち、2038-い、ろ、2043-い、2044-い、2045-い、ろ、は、に、ほ、2052-ほ、へ、2056-い、に		土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止
	小 計（筑北村）	5,874.02		
	計（松本地域振興局 管内）	78,873.04		

区 分	森林の所在（林小班）	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考
北アルプス地域	大町市 50-い、ろ、は、90-に、121-ろ、に、122-は、に、ほ、124-ろ、は、に、ほ、125-い、ろ、は、に、ほ、126-い、ろ、は、に、ほ、128-へ、134-は、に、ほ、137-い、ろ、は、に、ほ、138-い、ろ、は、に、ほ、139-い、ろ、は、に、ほ、へ、140-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、141-い、は、に、ほ、へ、と、142-い、ろ、は、に、143-い、ろ、は、に、144-ほ、148-い、ろ、は、に、149-い、ろ、は、150-い、ろ、151-い、ろ、は、に、152-い、153-い、ろ、154-い、ろ、155-い、2055-り、2056-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、2057-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、2060-い、ろ、は、に、ほ、へ、と	1,302.61	水源 ^{かん} の涵養	水源かん養 保安林
	2-い、ろ、3-い、ろ、は、に、4-い、ろ、は、5-い、6-は、8-へ、9-は、10-は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12-い、ろ、は、に、ほ、15-い、は、18-ほ、19-い、20-い、ろ、は、に、ほ、21-い、ろ、は、ほ、22-へ、と、ち、24-い、ろ、29-は、に、36-ろ、は、39-は、に、45-は、ち、り、ぬ、52-は、に、53-い、ろ、は、55-い、ろ、は、60-い、66-ろ、75-は、	2,316.30	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
北アルプス地域 大町市	76-は、77-い、ち、ぬ、79-た、81-に、82-は、84-い、に、88-ほ、へ、と、ち、93-は、94-ろ、は、に、96-は、97-ろ、に、へ、ぬ、102-は、104-い、は、に、ほ、105-は、に、ほ、へ、106-ほ、へ、107-い、ろ、は、に、へ、108-ほ、109-い、ろ、は、ほ、へ、110-ろ、は、に、ほ、へ、と、111-ろ、は、112-い、ろ、は、に、113-は、に、114-い、ろ、は、ほ、へ、115-は、ほ、118-に、ほ、121-に、122-い、ほ、123-ろ、に、124-い、ろ、は、127-ろ、は、に、へ、134-は、135-ほ、1003-い、ろ、は、に、1004-い、ろ、は、に、1005-い、ほ、へ、1006-い、1010-い、は、に、1011-と、1013-ほ、へ、1014-ろ、に、1015-い、は、1016-い、1017-い、ろ、に、ほ、1018-い、ろ、は、1019-ろ、は、ほ、1020-い、ろ、1021-い、1022-ほ、1023-い、は、1025-い、ろ、は、に、ほ、へ、1026-は、に、ほ、へ、1027-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、り、1028-い、ろ、は、に、ほ、へ、1029-い、ろ、は、1030-は、に、1031-い、ろ、は、に、ほ、へ、1032-ろ、は、1035-い、は、1038-ほ、1040-ろ、1042-い、1043-い、ほ、1044-い、ろ、は、に、1045-は、1047-ろ、は、1048-い、ろ、は、1049-は、に、1050-い、ろ、に、1051-い、は、1053-ろ、は、に、ほ、へ、1054-い、ほ、1055-い、は、に、ほ、へ、1056-い、ろ、は、に、ほ、2001-い、は、ほ、へ、ち、2002-い、に、ほ、2003-い、ろ、は、2004-に、ほ、2005-へ、2006-い、ろ、は、2010-ほ、2030-い、2033-い、ろ、は、に、2035-い、			土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
	102-は、2051-ほ	3.37	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林	
	80-に、114-に、1002-は、1003-い、ろ、に、ほ、2038-い、ろ、は	50.16	水源の涵養 ^{かん}	干害防備保安林	
	1033-ほ、へ、1037-い、と	3.56	土砂の流出崩壊防止	落石防止保安林	
	49-に、51-い	1.33	土砂の流出崩壊防止	なだれ防止保安林	
	114-に、1047-ろ、1048-い、ろ	11.71	水源の涵養 ^{かん}	保健保安林	
	83-ち、100-と、101-い、115-い、ろ、2051-い	2.00	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区	
	1-い、2-い、ろ、3-い、ろ、は、に、4-い、ろ、は、5-い、6-い、ろ、は、7-い、ろ、は、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、9-い、ろ、は、に、10-い、ろ、は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12-い、ろ、は、に、ほ、13-い、ろ、は、に、14-い、ろ、は、に、ほ、15-い、ろ、は、に、ほ、16-い、ろ、は、17-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、18-い、ろ、は、に、ほ、19-い、ろ、は、に、20-い、ろ、は、に、ほ、へ、21-い、ろ、は、に、ほ、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、23-い、ろ、は、に、ほ、へ、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、26-い、ろ、27-い、ろ、は、28-い、ろ、は、29-い、ろ、は、に、ほ、30-い、ろ、は、に、ほ、31-い、ろ、は、に、	3,344.84	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地	

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考
北アルプス地域	大町市 32-い、ろ、は、に、ほ、へ、33-い、ろ、は、に、ほ、34-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、35-い、ろ、は、に、36-い、ろ、は、に、37-い、へ、41-い、ろ、50-ろ、は、に、ほ、81-と、82-い、ろ、は、に、ほ、83-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、88-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、91-い、100-に、ほ、101-い、ろ、116-い、ろ、117-い、118-ほ、120-い、ろ、121-ろ、135-と、136-い、138-ほ、140-へ、と、ち、り、141-は、145-い、ろ、146-へ、147-は、に、148-い、ろ、は、150-ろ、154-い、1013-に、ほ、1015-に、1022-は、1031-へ、1032-に、ほ、1040-ろ、に、2010-は、ほ、2041-わ、2047-に、ほ、へ、2048-ほ、と、ち、2049-ろ、は、に、ほ、2050-い、ち、り、2051-ほ、へ、2052-い、ろ、に、と、ち、ぬ、る、2053-ろ、は、2054-は、に、2058-ほ、2059-い、ろ、は、2060-へ、と、ち、2061-い、ろ、は、に、へ、2062-は、に、ほ、2063-ろ、は、に、ほ、2065-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、2066-ほ、2068-い、へ、2073-い、ろ、は、に、と、2074-ろ、ほ、2075-ろ、2079-い、は、ほ、2083-い、に、ほ、2084-は、と、2085-ろ、は、ほ、へ、2086-ほ、へ、2088-い、は、に、ほ、2089-は、ほ、へ、2090-い、ろ、は、2092-に、ほ、2093-ろ、に、2095-ろ、ほ、へ、2096-い、ろ、は、ほ、2097-い、ろ、は、に、ほ、2098-ろ、に、ほ、へ、と、2102-い、ほ、2103-い、ろ、は、2104-い、ろ、に、ほ、2105-ほ、へ、と、2106-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、2107-い、ろ、は、に、2108-い、ろ、は、に、へ、2118-に、ほ、2121-ろ、2122-い、ろ、に、ほ		土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
	1-い、2-い、ろ、3-い、ろ、は、に、4-い、ろ、は、5-い、ろ、6-い、ろ、は、7-い、ろ、8-い、ろ、は、に、ほ、へ、9-い、ろ、は、に、10-い、ろ、は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12-い、ろ、は、に、ほ、13-い、ろ、は、に、14-い、ろ、は、に、ほ、15-い、ろ、は、に、ほ、16-い、ろ、は、17-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、18-い、ろ、は、に、ほ、19-い、ろ、は、に、20-い、ろ、は、に、ほ、へ、21-い、ろ、は、に、ほ、22-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、23-い、ろ、は、に、ほ、へ、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、ほ、へ、26-い、ろ、27-い、ろ、は、28-い、ろ、は、29-い、ろ、は、に、ほ、30-い、ろ、は、に、ほ、31-い、ろ、は、に、32-い、ろ、は、に、ほ、へ、33-い、ろ、は、に、ほ、34-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、35-ろ、は、に、36-い、ろ、は、に、37-い、へ、39-に、40-ろ、と、41-い、ろ、45-は、ち、り、る、49-に、50-い、ろ、は、に、53-い、ろ、は、54-い、61-は、62-へ、64-は、78-へ、と、81-い、に、82-い、ろ、は、に、ほ、83-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、88-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、94-ろ、97-ろ、に、へ、ぬ、100-ほ、103-ろ、へ、105-い、へ、106-へ、107-は、に、ほ、108-は、110-ろ、へ、112-ろ、114-い、ろ、は、ほ、	7,046.82	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止

区 分	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備 考	
北アルプス地域	大町市	115-は、ほ、117-い、118-い、ほ、120-い、ろ、121-ろ、122-い、ほ、123-に、124-ろ、125-ろ、は、126-い、ろ、は、に、ほ、127-ほ、128-い、134-い、ろ、は、に、ほ、135-ほ、136-い、137-い、ろ、138-ろ、に、ほ、139-は、に、ほ、140-い、は、に、ほ、ち、142-は、に、144-ろ、は、に、ほ、145-い、ろ、146-い、ろ、は、に、ほ、へ、147-は、に、148-い、ろ、は、150-ろ、154-い、ろ、155-い、1003-い、ろ、に、1004-い、ろ、は、1005-へ、1006-い、1013-に、ほ、1014-ろ、1015-は、1016-い、に、ほ、1019-は、ほ、1022-は、ほ、1023-い、1025-ほ、へ、1026-は、へ、1027-り、1028-い、ろ、は、に、ほ、へ、1029-い、ろ、は、1030-い、ろ、は、1031-い、ろ、は、に、へ、1032-ろ、1033-ほ、へ、1035-い、ろ、1036-い、ほ、へ、1037-へ、1039-ほ、1040-ろ、に、1043-い、1044-ろ、は、に、1047-い、は、1048-い、ろ、は、1049-い、ろ、は、1050-ろ、は、に、1052-ろ、は、ほ、1053-ろ、は、へ、1054-い、に、ほ、1055-は、に、ほ、へ、1056-に、ほ、2001-は、に、ほ、2002-い、ろ、に、ほ、2006-い、ろ、は、2007-は、2010-は、ほ、2015-ろ、2030-い、2033-い、2035-い、2036-い、ろ、2037-ろ、は、2038-い、ろ、は、2039-い、ろ、2041-い、ろ、へ、2043-と、2046-は、に、ほ、2047-い、ろ、に、り、2048-り、2049-は、に、ほ、2050-い、ろ、2051-い、ろ、に、2052-ぬ、る、2053-ろ、に、2060-へ、2061-へ、2062-は、に、ほ、2063-ろ、2064-は、2065-は、ち、り、2066-ほ、へ、2067-い、ろ、2071-ろ、は、と、ち、2072-い、ろ、は、に、2073-い、ろ、2074-に、ほ、2075-い、ろ、は、に、ほ、2076-い、ろ、2077-に、ほ、2078-い、ろ、は、2079-い、ろ、は、に、ほ、2080-い、ろ、は、に、2081-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、2083-ろ、2084-ろ、2086-い、ろ、は、へ、と、ち、り、2087-は、に、ほ、2088-は、に、2090-ろ、2092-い、ろ、は、ほ、へ、2093-は、に、2094-い、ろ、は、に、へ、2095-い、ろ、2098-に、へ、と、2100-い、2101-は、2102-い、2103-ろ、は、2104-へ、と、ち、2105-い、ろ、と、2106-ろ、は、に、ほ、2107-い、2108-い、ろ、は、に、2110-い、ろ、は、に、2111-い、ろ、は、に、2114-は、2115-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2116-い、ろ、は、に、2117-い、ろ、は、に、ほ、2119-い、ろ、は、に、ほ、へ、2120-い、2121-は、2122-い、ろ、は、に、ほ、2123-い		土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止
		小 計（大町市）	14,082.70		
	池田町	1-ろ、に、ほ、2-い、へ、3-い、に、へ、4-い、は、に、5-い、ろ、6-い、ろ、は、に、7-ろ、8-い、ろ、は、9-い、ろ、は、10-は、へ、11-い、は、に、12-い、ろ、は、13-い、ろ、は、に、14-い、ろ、に、ほ、15-い、ろ、に、へ、16-い、は、17-ほ、18-ろ、に、ほ、へ、19-い、ろ、は、に、21-に、ほ、22-い、ろ、は、に、	543.48	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
北アルプス地域	池田町	23-い、ろ、に、へ、24-に、25-い、ろ、26-い、に、ほ、28-は、に、ほ、へ、29-い、ろ、は、へ、と、30-い、ろ、は、に、31-い、ろ、ほ、32-い、ろ、は、33-に、34-い、ろ、は、35-い、ろ、は、に、36-い、ろ、37-い、ろ、は、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、39-は、41-ほ、へ、42-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち		土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
	21-い、ほ、29-へ、ち、30-い、31-ろ、39-は	9.72	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林	
	43-へ、と、ち、り、ぬ	58.34	水源 ^{かん} の涵養	干害防備保安林	
	43-へ、と、ち、り、ぬ	58.34	水源 ^{かん} の涵養	保健保安林	
	1-い、ろ、は、に、ほ、5-は、に、10-ろ、は、ほ、へ、11-い、ろ、12-は、に、13-い、14-ほ、15-い、18-い、ほ、19-ろ、ほ、へ、と、20-い、ろ、は、21-い、ろ、は、に、ほ、22-に、23-い、ろ、は、に、ほ、へ、24-い、ろ、は、に、25-ろ、は、26-は、41-い、ろ、は、に、42-ほ	217.43	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地	
	1-い、ろ、は、に、ほ、2-は、ほ、3-い、ろ、は、に、ほ、へ、4-ろ、は、に、5-い、ろ、6-は、に、7-ろ、8-い、ろ、は、9-い、ろ、は、10-ろ、は、に、ほ、11-い、ろ、は、に、12-い、は、13-い、は、14-ろ、は、に、ほ、15-い、ろ、は、18-い、ろ、は、に、ほ、へ、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、20-い、ろ、は、21-い、ろ、は、に、ほ、22-い、ろ、は、に、23-い、ろ、は、に、ほ、へ、24-い、ろ、は、に、25-い、ろ、は、26-い、に、ほ、28-は、に、ほ、へ、29-は、ほ、へ、ち、30-い、ろ、に、31-ろ、に、ほ、32-い、ろ、33-い、ろ、34-い、ろ、35-い、ろ、に、36-い、ろ、37-い、ろ、は、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、39-い、は、41-い、ろ、は、に、42-ろ、は、に、ほ、ち	1,349.32	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分山災防止	
	小計(池田町)	2,236.63			
	松川村	8-へ、と、ち	43.73	水源 ^{かん} の涵養	水源かん養保安林
1-ほ、へ、2-い、に、ほ、4-に、7-い、ろ、は、9-い、11-に、ほ、へ、13-い、ろ、は、14-ほ、15-い、ろ、は、16-い、ろ、ほ、へ、17-い、18-い、は、19-は、に、23-ろ、は、ほ、25-に		180.98	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林	
11-に		0.01	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林	
8-い、ろ、は、に、ほ、9-い、ろ、10-は、に、ほ		105.40	水源 ^{かん} の涵養	干害防備保安林	
10-ほ		1.29	土砂の流出崩壊防止	水害防備保安林	
8-い、ろ、は、に、ほ、9-い、ろ、10-は、に、ほ		106.69	水源 ^{かん} の涵養	保健保安林	
7-は、に、8-い、10-は、21-い、ろ、は		10.41	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地	
1-ほ、へ、2-に、ほ、4-ろ、は、5-い、ろ、は、6-は、7-い、は、に、8-い、	619.64	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分山災防止		

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
北アルプス地域	松川村	9-い、12-い、ろ、は、13-い、ろ、14-ろ、は、に、15-は、16-ろ、は、に、17-い、ろ、は、18-は、19-ろ、は、に、20-ろ、は、21-い、ろ、は、23-ろ、は、24-ろ、は		土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止
	小計(松川村)	1,068.15			
	白馬村	11-は、に、ほ、ち、14-ろ、18-る、を、100-は、に、ほ、102-い、ろ、は、103-い、ろ、は、に、ほ、へ、104-い、ろ、105-は、106-い、ろ、は、に、へ、と、ち、り、107-い、ろ、121-は、に、ほ、へ、と、122-に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、124-と、り、125-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、133-い、ろ、は、に	923.25	水源の ^{かん} 涵養	水源かん養 保安林
	10-は、11-ろ、20-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、24-は、34-ろ、は、35-ろ、は、に、ほ、へ、36-ろ、は、に、ほ、へ、37-い、43-ろ、51-い、62-は、66-ち、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、69-い、ろ、は、に、ほ、へ、70-い、ろ、は、に、ほ、へ、71-い、72-い、ろ、73-い、74-い、75-い、76-い、ろ、は、77-い、ろ、78-い、ろ、80-に、ほ、93-に、ほ、94-い、ろ、は、に、96-い、ろ、は、98-ろ、107-は、に、109-い、は、に、へ、り、110-い、ろ、111-ろ、は、112-い、117-い、120-へ、123-ろ、ほ、へ、130-い、と、131-い、は	1,956.90	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林	
	51-ろ、95-ろ、は、に、117-を、118-ろ、130-と	19.08	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備 保安林	
	26-と、ち、り	18.93	水源の ^{かん} 涵養	干害防備 保安林	
	58-い、65-ろ、81-ち	1.57	土砂の流出崩壊防止	水害防備 保安林	
	94-は	1.31	土砂の流出崩壊防止	落石防止 保安林	
	40-ろ、95-は、に	31.90	土砂の流出崩壊防止	なだれ防止 保安林	
	26-と、ち、り、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、69-い、ろ、は、に、ほ、へ、70-い、ろ、は、に、ほ、へ、71-い、72-い、ろ、73-い、74-い、75-い、76-い、ろ、は、77-い、ろ、78-い、ろ	1,521.91	水源の ^{かん} 涵養	保健保安林	
	10-は、11-に、14-へ、21-い、36-い、37-い、38-は、に、ほ、41-と、42-は、45-い、ろ、は、に、46-い、ろ、は、に、47-い、ろ、は、に、ほ、53-い、ろ、は、54-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、55-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、56-い、ろ、は、に、96-い、ろ、は、112-い、に、ほ、へ、126-ろ、ち、り、127-い	826.36	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地	
	10-は、に、ほ、へ、11-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、15-と、16-い、ろ、は、に、ほ、へ、17-い、ろ、18-い、ろ、は、へ、と、28-へ、ぬ、29-い、ろ、は、に、ほ、30-ろ、は、に、ほ、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、34-い、ろ、は、に、ほ、	4,082.81	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止	

区 分	森林の所在 (林小班)	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考
北アルプス地域	白馬村 35-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、 36-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、37- い、は、38-い、ろ、は、に、ほ、41-へ、 と、42-い、ろ、は、に、43-い、ろ、は、 44-い、ろ、は、に、ほ、へ、45-い、ろ、 は、に、46-い、ろ、は、に、47-い、ろ、 は、に、ほ、53-い、ろ、は、54-い、ろ、 は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、 わ、か、55-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、 ち、り、ぬ、56-い、ろ、は、に、60-り、 62-は、ほ、と、ち、67-い、ろ、は、68- い、ろ、は、に、ほ、へ、と、69-い、ろ、 は、に、ほ、へ、70-い、ろ、は、に、ほ、 へ、71-い、72-い、ろ、73-い、74-い、 75-い、76-い、ろ、は、77-い、ろ、78- い、ろ、79-ほ、80-い、ろ、に、82-ぬ、 る、を、わ、83-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、ち、り、86-い、93-ほ、94-は、に、 95-ろ、は、に、96-い、ろ、は、97-い、 に、98-い、ろ、101-ろ、102-い、107-は、 に、109-い、へ、り、110-い、ろ、111-ろ、 は、112-い、に、ほ、へ、115-る、を、116- と、117-い、118-ろ、は、に、へ、122- よ、た、123-へ、124-い、ろ、に、ほ、130- と		土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止
	小 計 (白馬村)	9,384.02		
小谷村	10-い、ろ、は、11-い、は、12-い、ろ、 は、に、ほ、16-い、ろ、は、に、ほ、へ、 17-い、19-は、に、ほ、20-い、ろ、35- へ、37-い、ろ、は、に、ほ、38-い、ろ、 は、に、39-い、ろ、40-い、ろ、は、44- い、ろ、は、に、45-ほ、47-い、48-い、 ろ、は、に、ほ、49-ろ、は、50-は、に、 ほ、へ、と、ち、り、る、60-ろ、は、に、 ほ、65-い、ろ、66-い、ろ、は、に、ほ、 へ、67-い、ろ、は、に、ほ、68-い、ろ、 87-は、92-に、94-い、ろ、は、95-い、 ろ、は、に、96-い、ろ、は、に、ほ、97- い、ろ、は、98-い、ろ、133-ろ、は、に、 ほ、へ、178-ろ、は、179-い、は、に、18 0-い、ろ、は、に、181-い、ろ、は、に、 ほ、へ、182-い、ろ、は、に、183-い、ろ、 は、に、184-い、ろ、は、185-い、ろ、18 6-い、ろ、は、187-い、ろ、は、に、189- い、ろ、190-い、ろ、は、191-い、ろ、は、 192-い、ろ、は、に、ほ、193-い、ろ、は、 194-い、ろ、は、に、195-い、ろ、は、19 6-い、ろ、204-い、ろ、は、に、ほ、205- い、ろ、は、に、ほ、へ、と、206-い、ろ、 は、207-い、ろ、は、208-い、209-い、ろ、 は、に、210-い、211-い、ろ、は、に、ほ、 212-い、ろ、は、に、ほ、221-い	4,712.29	水源の ^{かん} 涵養	水源かん養 保安林
	2-ろ、は、に、4-ろ、7-ろ、23-い、は、 と、24-い、26-ほ、27-ろ、は、29-ろ、 30-い、に、31-い、は、32-ろ、は、33- ほ、へ、34-い、35-に、ほ、り、36-ろ、 に、ほ、へ、41-ほ、42-い、ろ、へ、45- い、46-ろ、51-へ、52-へ、53-い、ろ、 ほ、54-に、と、57-い、は、ち、58-ろ、 は、59-ろ、に、と、ち、る、61-い、ろ、 74-ろ、に、75-ろ、は、78-は、82-い、 ろ、83-い、ろ、84-ろ、は、に、85-い、 86-い、87-い、は、に、88-ろ、は、ほ、 へ、と、89-い、ろ、は、	1,545.08	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林

区 分	森林の所在 (林小班)	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考
北アルプス地域	小谷村 90-い、ろ、は、に、91-い、ろ、92-い、ろ、は、93-い、ろ、は、に、ほ、94-い、ろ、は、95-は、に、105-は、に、107-は、111-ろ、は、112-い、113-は、114-い、116-い、ろ、は、117-い、118-い、ろ、119-い、ろ、123-は、に、127-い、128-は、に、ほ、141-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、143-へ、と、144-ろ、は、146-ろ、と、ち、147-ろ、に、148-ほ、150-い、ろ、は、に、ほ、へ、151-ろ、152-い、ろ、は、に、ほ、153-い、ろ、は、に、154-い、ろ、155-い、ろ、156-い、ろ、は、ほ、157-ろ、は、158-い、ろ、159-は、に、161-い、162-い、ほ、163-い、165-い、166-は、167-い、168-ろ、171-ろ、172-ろ、に、173-は、に、174-は、175-は、に、176-ほ、177-い、179-ろ、188-い、ろ、は、200-い、に、202-ろ、203-は、に、213-い、ろ、は、に、214-い、ろ、は、215-い、216-い、217-い		土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
	23-い、32-い、59-に、112-い、162-い、163-い	14.64	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林
	24-ろ、109-は、に	17.72	土砂の流出崩壊防止	落石防止保安林
	1-ほ、2-い、ろ、18-ろ、23-と、26-と、28-い、29-い、31-い、ろ、は、に、32-い、36-い、51-は、53-い、ろ、54-へ、と、55-い、58-ろ、59-は、に、ほ、61-ろ、は、74-は、75-い、ろ、は、に、76-ろ、は、77-い、83-ろ、88-い、111-は、に、138-へ、143-ろ、は、に、156-い、160-は、162-い、164-ほ、165-い、167-い、ろ、173-ろ、に	142.19	土砂の流出崩壊防止	なだれ防止保安林
	10-い、ろ、は、11-い、ろ、は、12-い、ろ、は、に、ほ	452.31	水源の ^{かん} 涵養	保健保安林
	23-へ、26-い、28-い、52-ほ、75-い、ろ、85-に、114-ろ	5.02	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区
	32-ほ、へ、33-は、に、ほ、へ、34-ろ、は、に、35-い、は、61-い、ろ、62-い、は、93-い、112-ろ、は、113-い、ろ、は、123-に、137-ろ、138-い、146-ろ、150-は、に、160-ほ、164-い、ほ、165-い、166-ろ、は、167-ろ、219-い、220-ろ	187.77	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
	1-ほ、2-い、ろ、に、5-い、6-い、ろ、は、に、7-い、ろ、13-は、14-い、18-ほ、20-は、に、21-い、に、23-い、24-い、28-い、ろ、に、ほ、29-い、ろ、は、に、30-い、は、31-は、に、32-い、ろ、は、ほ、へ、33-は、に、ほ、へ、34-い、ろ、は、に、35-い、は、に、42-い、ろ、は、に、ほ、へ、43-い、ろ、は、に、45-い、ろ、46-ろ、51-は、52-ろ、は、へ、53-い、ろ、55-い、ろ、は、56-い、は、57-ろ、に、ち、58-ろ、に、ほ、59-い、に、ほ、61-い、ろ、は、62-い、は、72-い、ろ、は、73-い、74-ろ、は、に、75-い、ろ、は、に、76-ろ、は、77-い、ろ、に、78-い、ろ、は、79-ろ、80-い、は、82-い、ろ、83-い、ろ、84-に、85-い、88-い、ろ、89-い、ろ、は、90-い、ろ、は、に、	4,787.79	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分山災防止

区 分	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備 考
北 ア ル プ ス 地 域	小 谷 村 91-い、ろ、92-い、95-は、に、96-い、 ろ、は、に、ほ、102-い、ほ、105-は、10 9-は、に、111-ろ、は、に、112-ろ、は、 113-い、ろ、は、115-い、116-い、117- い、118-い、ろ、119-い、ろ、は、120-い、 ろ、は、に、ほ、へ、121-い、ろ、122-い、 ろ、は、123-い、ろ、は、に、138-へ、14 1-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、142-い、 143-ろ、は、へ、144-ろ、は、146-は、と、 ち、150-ろ、に、ほ、へ、151-い、152-い、 ろ、は、ほ、153-い、ろ、は、に、ほ、154 -い、ろ、155-ろ、156-い、ろ、は、158- い、159-ろ、に、160-い、ろ、は、に、ほ、 161-い、ろ、は、162-い、163-い、164- ほ、165-い、166-は、167-い、ろ、は、1 68-ろ、172-い、ろ、は、に、173-ろ、は、 175-い、ろ、は、に、176-は、ほ、へ、17 8-い、ろ、179-ろ、は、180-い、ろ、は、 181-い、ろ、は、182-い、ろ、は、に、ほ、 へ、183-い、ろ、は、に、184-い、ろ、は、 188-い、189-ろ、191-ろ、192-い、195- ろ、は、196-い、200-い、に、203-に、2 13-い、ろ、は、214-い、ろ、は、215-い、 216-い、217-い		土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山災防止
	小 計 （小谷村）	11,864.81		
	計 （北アルプス地域振興局 管内）	38,636.31		
合 計 （中部山岳森林計画区）		117,509.35		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 県は、保安林制度、林地開発許可制度などの法令の基準を遵守するよう指導を徹底します。

イ 市町村は、伐採届による小規模林地開発の案件に対しては、林地開発許可基準に準じた計画とするよう指導します。

ウ 土地の形質変更をしようとする者は、地形や地質等の自然条件、森林の現況等を勘察し実施地区の選定を適切に行うこととします。また、災害の発生や、水源及び環境への影響を防ぐため、法面の緑化、防災施設の設置等の適切な措置を講ずるものとしてします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

県民生活の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨等による大規模災害の発生の恐れが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、『災害に強い森林づくり指針』に基づき治山事業を実施します。

ア 荒廃山地・荒廃危険地の復旧、整備

- ・ 山地防災力の向上、機能回復のための施設整備
- ・ 防災機能強化のための森林整備
- ・ 既存治山施設の点検調査・機能強化・長寿命化対策

イ 住民等と協働して行う山地防災力を高めるための取り組み

- ・ 地域住民による自主的な防災活動を促すために、防災講演会や説明会等の開催
- ・ 地域住民による森林の見回りや防災マップづくりなどの取り組みに対する技術的な支援



防災意識高揚のための現地見学会



地域住民参加による防災マップの作成



丸太木工沈床と床固工



森林整備実施状況

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存在するものについては、当該保安林を特定保安林に指定するとともに、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保残に関する基本的事項に即し、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

- ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、またはその恐れがあると認められる森林、樹冠が疎開しており、林木の生育状況からみてうっ閉せず、またはうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、またはおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため、早急に施業を実施する必要があると認められること。
- イ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。
- ウ 法令上の制限、林内路網の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、特に、以下の点に留意して定めることとします。

- ・ 区域設定の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、二ホンジカとし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣（ツキノワグマ等）についても対象とします。
- ・ 区域の設定は、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害防止のための森林であって、人工林を基本とし、森林資源の状況に応じて天然林も含めることとします。
- ・ 設定区域は林班を単位とし、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な生育を図るため、森林所有者等による巡視や被害状況調査のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる方法による鳥獣害防止対策を推進します。

- ・ 防護柵の設置又は維持管理
- ・ 幼齢木の食害防止チューブの設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布
- ・ わな及び銃器による捕獲
- ・ 出沒に関する情報提供や注意喚起

その際、関係行政機関等との連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認することとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等の森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めます。

ア 松くい虫の被害防止

「守るべき松林」及び「被害の拡大を防ぐ松林(以下「周辺松林」という。)」を主たる対象として、維持できない松林の「見える化」及び被害対象森林の明確化を図り、被害の進度に応じて、守るべき松林では効果的な予防対策を中心に、周辺松林では適期の被害木駆除等の対策を推進し、次の措置を効果的に組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒及びくん蒸・破碎・チップ化等
 - ・ 薬剤散布や樹幹注入等の予防対策
 - ・ 周辺松林の樹種転換
 - ・ ライフライン等保全のための倒木の危険のある立木及び枯損木の伐採
- 主伐(更新伐を含む。)、間伐等について
- ・ 主伐の場合は、適確な更新を図ることとします。
 - ・ 「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知)」により実施します。
 - ・ 伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を進め、新たな資源循環の創出を目指します。

イ ナラ枯れ被害の拡大防止

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

ウ カラマツ先枯病の被害防止

カラマツ先枯病は、森林病虫害等防除法第2条第1項第3号の政令で定める病気の一つです。苗畑での薬剤防除を徹底し、苗木時の感染を予防する、造林地に罹病苗木を持ち込まない、罹病木を発見した場合は速やかに伐倒し枝条を焼却処分するといった防除方法を進めます。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

エ その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種 名	管理ユニット	現 状	対 策
ニホンジカ	八ヶ岳	生息密度が高水準であり観光面への影響も懸念されている。	① 個体数調整の実施に加え、狩猟期間の延長等による狩猟の促進 ② 防護柵の設置等による被害防除 ③ 緩衝帯整備等による生息環境管理 ④ ジビエ振興等有効活用対策の積極的な推進
	その他の地域	今後被害の拡大が懸念される。	
ツキノワグマ	長野北部	生息数は安定的に推移している。	① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備によるすみ分け ② 樹皮の剥皮防止のためのテープ巻き・ネット巻きの実施 ③ 加害個体を選別しての捕獲
	北アルプス北部		
	北アルプス南部		
	中央アルプス		
ニホンザル	中央アルプス	群れサイズが増加傾向にある。林産物（きのこ等）の被害がある。	① モンキードック等による追い払いの実施による被害防除 ② 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ③ 加害個体を選別しての捕獲
	北アルプス		
	小 谷		
ニホンカモシカ	北アルプス	生息面積がわずかに減少している。	① 防護柵、食害防止チューブ等の物理的対策及び忌避剤による化学的防除の実施 ② 被害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、個体数調整による捕獲
	長野北部	生息面積が拡大している。	
	八ヶ岳	生息面積がわずかに減少している。	
イノシシ	全 域	林産物（きのこ等）の被害がある。	① 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ② 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

(3) 林野火災の予防の方針

ア 火入れ許可

市町村森林整備計画において、森林法に基づく次の内容を定め、住民へ周知徹底を図り、林野火災を予防します。

森林又は森林に接近している範囲 1 キロ平方メートル以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）においては、その森林又は土地の所在する市町村長の許可を受けて指示することに従ってでなければ、火入れをすることはできません。（森林法第 21 条第 1 項）また、市町村長は、火入れの目的が次の内容でないと、許可することができません。（森林法第 21 条第 2 項）

- ア 造林のための地ごしらえ
- イ 開墾準備
- ウ 害虫駆除
- エ 焼畑
- オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）

なお、火入れをしようとする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、かつ、火入れをしようとする森林又は土地に接近している範囲 1 キロ平方メートルの範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければなりません。（森林法第 22 条）

イ 啓発活動

市町村の防災無線、ラジオ、テレビでの呼びかけと共にリーフレットやポスター、林野火災予防資機材等を配備し、関係機関と協力して、林野火災の未然防止を継続して行うものとします。

また、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害を未然に防止することを目的として、県、市町村の行政機関だけでなく、森林整備を担う森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行について」（平成2年5月16日付け2林野企第38号農林水産事務次官通知）の第5の1から3に掲げられる事項に留意して、下記のとおり定めます。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の設定に当たっては、自然環境の保全に配慮し、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等を鑑みた上で、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域について設定することとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

イ 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮することとします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高））を定めます。

- a 周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備
- b 施設全体の一体的かつ計画的な整備
- c 四季を通じて利用可能な施設の設置
- d 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備
- e 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定する
- f 施設の設置に当たっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障害者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意する
- g 周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図る

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、次のことに留意するものとします。

- a 森林及び森林保健施設の適切な管理
- b 防火体制及び防火施設の整備
- c 利用者の安全
- d 交通の安全・円滑の確保